

## 大北森林組合の補助金不適正受給等に関する報告書

### 【参考資料】

資料番号	資料内容	頁
1	造林関係補助事業要領等	1
2	地域で進める里山集約化事業要綱等	37
3	林内路網関係補助事業要綱等	43
4	県の森林組合に対する常例検査について	67
5	森林組合監査士監査について	71
6	森林組合の監事監査について	73



## ○森林造成事業補助金交付要綱(昭和49年8月1日告示第481号)

## 森林造成事業補助金交付要綱

昭和49年8月1日  
告示第481号

改正	昭和50年9月29日告示第515号	昭和51年11月29日告示第613号
	昭和52年9月19日告示第486号	昭和53年7月17日告示第339号
	昭和55年1月14日告示第28号	昭和56年1月8日告示第10号
	昭和56年7月13日告示第538号	昭和57年11月15日告示第743号
	昭和58年4月11日告示第247号	昭和59年12月20日告示第848号
	昭和60年10月3日告示第686号	昭和61年4月1日告示第383号
	昭和61年9月8日告示第703号	昭和62年10月26日告示第715号
	平成元年3月27日告示第261号	平成2年3月19日告示第231号
	平成2年11月13日告示第774号	平成4年2月17日告示第103号
	平成4年11月2日告示第732号	平成6年1月13日告示第39号
	平成7年3月16日告示第234号	平成7年5月22日告示第428号
	平成8年6月6日告示第459号	平成9年8月11日告示第510号
	平成11年9月24日告示第525号	平成12年7月10日告示第411号
	平成13年8月13日告示第378号	平成14年7月11日告示第383号
	平成15年6月5日告示第305号	平成16年6月28日告示第412号
	平成17年7月28日告示第331号	平成18年8月3日告示第394号
	平成19年5月17日告示第296号	平成20年3月31日告示第221号
	平成20年10月30日告示第593号	平成23年7月4日告示第488号
	平成24年4月9日告示第323号	平成24年10月4日告示第662号

## 森林造成事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 この要綱は、森林資源の造成を促進し、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等森林機能の増進を図るため、森林造成事業を行う団体又は個人の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助事業の種類、対象経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

## (交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画において、水源かん養機能及び山地災害防止機能のいずれかを高度に発揮すべきものと定められている森林(市町村又は森林整備法人が所有するものを除く。以下「高度公益機能森林」という。)における間伐、抜き伐り及び不良木淘汰(以下「間伐等」という。)又は当該補助事業を転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)の制限のある協定を締結して行う場合にあつては10年以内)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権若しくは地上権の設定をさせた後当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合は、あらかじめ知事に届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 補助事業で開設し、又は改良した作業道等について造林計画期間内に当該作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助金交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (3) 補助事業において、事業計画に基づいて事業を行う場合に、当該事業計画の承認を取り消されたときは、当該取消しに係る事業につき被害地等森林整備事業として査定した差額を返還すること。
  - (4) 補助事業において、作業道等の開設又は改良に係る造林が、補助金交付の対象となる事業規模以上に実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - (5) 補助事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行つた場合に、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還すること。
  - (6) 補助事業において、整理伐を行つた場合に、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
  - (7) 補助事業のうち県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公的森林整備事業及びグレースの森創生事業の内容又は経費の配分の変更(事業費の20パーセントを超える変更に限る。)をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
  - (8) 補助事業のうち県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公的森林整備事業及びグレースの森創生事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- 2 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、条件を付することがある。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、森林造成事業( )補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 森林造成事業実行内訳書(県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公的森林整備事業及びグレースの森創生事業にあつては森林造成事業実施計画書)
- (2) 森林造成事業地位置図
- (3) 森林造成事業地実測図(県単森林災害復旧事業を除く。)
- (4) 事業の実施に当たつて関係行政庁の許可若しくは認可又は関係者の同意を要するものにあつては、これらを得た旨を証する書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(実績報告書等)

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書(県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公的森林整備事業及びグレースの森創生事業に係るものに限る。)は、森林造成事業( )実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類(県単森林災害復旧事業、間伐対策事業、公的森林整備事業及びグレースの森創生事業に係るものに限る。)は次のとおりとする。

- (1) 森林造成事業実績書
- (2) 森林造成事業地位置図

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第6 補助事業者が補助金交付の請求(概算払を含む。)をしようとするときは、森林造成事業( )補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(補助事業に伴う関係書類等)

第7 補助事業者は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間(高度公益機能森林における間伐等にあつては10年間、長期育成循環整備事業にあつては15年間)、次に掲げる関係書類を整備保管しておくものとする。

- (1) 補助金交付申請関係書類
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳票類
- (3) 森林造成事業施行地台帳

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、補助事業施行地を管轄する地方事務所の長を経由するものとする。

附 則 (略)

(別表)(第2関係)

事業の種類	経費	補助率
信州の森林づくり事業	<p>1 森林環境保全直接支援事業</p> <p>地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、同条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等実施主体に位置付けられた者又は森林経営計画の認定を受けた者が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 人工造林事業            (2) 樹下植栽等            (3) 下刈事業            (4) 雪起こし事業            (5) 倒木起こし            (6) 枝打ち            (7) 除伐等            (8) 間伐            (9) 更新伐            (10) 付帯施設等整備            (11) 森林作業道整備</p>	<p>10分の4以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の5以内</p>
	<p>2. 環境林整備事業</p> <p>(1) 広葉樹林化等整備事業</p> <p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 人工造林事業            イ 樹下植栽等            ウ 下刈事業            エ 雪起こし事業            オ 倒木起こし            カ 枝打ち            キ 除伐等            ク 更新伐            ケ 付帯施設等整備            コ 森林作業道整備</p>	<p>(1)及び(2)は10分の4以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の5以内</p>

<p>(2) 被害森林整備事業          地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人又は森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 人工造林事業          イ 樹下植栽等          ウ 下刈事業          エ 雪起こし事業          オ 倒木起こし          カ 枝打ち          キ 除伐等          ク 更新伐          ケ 付帯施設等整備          コ 森林作業道整備          サ 森林災害等復旧林道整備</p> <p>(3) 保全松林緊急保護整備事業          地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 人工造林事業          イ 樹下植栽等          ウ 下刈事業          エ 雪起こし事業          オ 倒木起こし          カ 除伐等          キ 衛生伐          ク 更新伐          ケ 付帯施設等整備          コ 森林作業道整備</p>	
<p>3 森林空間総合整備事業          市町村が知事の承認を受けた森林空間総合整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 全体計画調査事業          (2) 共生環境整備事業              ア 森林環境教育促進整備事業              イ 森林健康促進整備事業              ウ 里山林機能強化整備事業          (3) 付帯施設整備事業              ア 森林環境教育促進整備事業              イ 森林健康促進整備事業              ウ 里山林機能強化整備事業          (4) 林内歩道等整備事業          (5) 用地等取得事業</p>	<p>10分の7以内。ただし、用地等取得事業については10分の4以内</p>
<p>4 絆(きずな)の森整備事業          (1) 市民参加型整備事業</p>	<p>10分の7以内。ただし、用地等取得事</p>

	<p>ア 行政支援タイプ事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ア) 全体計画調査事業 (イ) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (エ) 林内歩道等整備事業 (オ) 用地取得事業</p> <p>イ 市民主導タイプ事業 森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。)又は森林法施行令第11条7号に掲げる特定非営利活動法人等が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ア) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (イ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 林内歩道等整備事業</p> <p>ウ 市民開放タイプ事業 森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けたもの又は市町村と森林整備に関する協定を締結したものが市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ア) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (イ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 林内歩道等整備事業</p> <p>(2) 野生生物共生林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体又は森林施業計画の認定を受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 共生環境整備事業 野生生物共生林整備事業 イ 付帯施設整備事業 野生生物共生林整備事業 ウ 林内歩道等整備事業 エ 用地等取得事業</p>	<p>業については10分の4以内</p>
<p>みんなで支える里山備事業</p>	<p>地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等の実施主体に位置づけら</p>	<p>10分の9以内</p>

	<p>れた者又は森林経営計画の認定を受けた者が、里山の森林整備の推進を図るために市町村が必要と認めた箇所において、市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業及びこれと一体的に行う事業に要する経費</p> <p>(1) 間伐事業 (2) 間伐付帯事業</p>	
公的森林整備事業	<p>森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の事業実施主体のうち、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人が、長野県ふるさと森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により指定された森林整備保全重点地域又は里山地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 除・間伐事業 (2) 更新伐事業</p>	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
森林整備加速化・林業再生基金事業	<p>地域協議会の構成員のうち地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐の実施主体に位置づけられた者が森林整備加速化・林業再生基金事業計画に基づいて行う間伐等に要する経費</p>	別に定める方法により算定された額又は事業に要する経費のうちいずれか低い額
間伐対策事業	<p>1 間伐対策事業</p> <p>市町村、財産区、一部事務組合、森林整備法人、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者、共有林代表者又は間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費</p>	10分の5以内
	<p>2 グレースの森創生事業</p> <p>間伐対策事業の事業主体が間伐対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 除・間伐事業 (2) 植栽・保育事業 (3) 看板等設置事業</p>	10分の10以内
県単森林災害復旧事業	<p>市町村、森林整備法人又は森林所有者の団体が市町村長が作成する事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 倒木・折損木整理事業 (2) 倒木起こし事業</p>	10分の5以内



# 信州の森林づくり事業実施要領

昭和55年3月3日  
54 営林第405号

(沿革)	昭和56年2月7日55営林第325号	平成11年9月6日11森第362号
	昭和56年8月3日56営林第196号	平成12年8月28日12森第384号
	昭和57年11月16日57営林第244号	平成13年8月29日13森第378号
	昭和58年3月8日57営林第325号	平成14年9月20日14森第403号
	昭和59年2月29日58営林第354号	平成15年1月21日14森第591号
	昭和60年3月13日59営林第332号	平成15年8月22日15森第359号
	昭和61年8月13日61営林第65号	平成15年12月25日15森第599号
	昭和62年10月26日62営林第197号	平成16年8月23日16森第321号
	平成2年3月19日元営林第131号	平成17年8月29日17森第375号
	平成2年11月13日2営林第277号	平成18年8月8日18森第317号
	平成4年2月17日3営林第340号	平成19年6月26日19森整第233号
	平成4年11月4日4営林第309号	平成19年8月31日19森整第394号
	平成5年12月15日5営林第196号	平成19年12月27日19森整第636号
	平成6年10月3日6営林第208号	平成20年10月31日20森推第739号
	平成7年4月21日7営林第43号	平成21年8月20日21森推第339号
	平成8年6月6日8緑第97号	平成22年6月21日22森推第245号
	平成9年7月11日9緑第175号	平成23年7月4日23森推第219号
	平成10年5月8日10緑第77号	平成24年1月11日23森推第558号
	平成24年5月11日24森推第89号	平成24年8月24日24森推第316号
	平成24年11月14日24森推第501号(最終改正)	

補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に基づいて定められた森林造成事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第481号。以下「要綱」という。)により実施する信州の森林づくり事業の取扱い、国の森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金、及び森林整備加速化・林業再生基金事業に関する通達に定めのあるもの又は別に定めのあるもののほか、この要領によるものとする。

## 第1 補助対象事業毎の事業実施主体及び要件

### 1 補助対象事業

要綱第2に定める補助対象事業毎の事業実施主体及び実施要件等については、要領別紙1から別紙5までに定めるものとする。

2 地方事務所長(以下「所長」という。)は、環境保全要領第1の1の(2)、農山漁村運用第4の1の(3)、同2の(3)、同3の(3)に規定する森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)から補助金の交付申請があった場合には、次の事項を確認するものとする。

(1) 規約の内容

(2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(3) 造林地の森林所有者(森林法第2条第2項に定める森林所有者をいう。)

3 所長は、任意団体が事業を実行するに当たっては、次のものを整理保管するよう指導するものとする。

(1) 議事録

(2) 収入及び支出を明らかにした帳簿

(3) 補助金の受領及び配分についての帳簿

4 所長は、環境保全要領第1の1の(2)、同2の(1)のイ、(2)のイ、(3)のウ、農山漁村運用第4の1の(3)、同2の(3)に規定する市町村と協定を締結した森林所有者から補助金交付申請があった場合には、協定内容に照らし適当かどうかを確認するものとする。

## 第2 事業計画等

### 1 事業計画の作成

(1) 知事は、環境保全要領第2の1の規定による、別記様式第1号により森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業のうち広葉樹林化等整備及び林業専用道整備事業についての森林環境保全整備事業計画(以下「事業計画」という。)を作成するものとする。

- (2) 事業計画の計画期間は原則5年間とする。
- (3) 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。
- (4) 農山漁村要領第3の規定による農山漁村地域整備計画(以下「事業計画」という。)については、別に定める市町村森林整備事業計画等作成要領(平成15年1月21日14森第592号林務部長通知。以下「計画作成要領」という。)によるものとする。
- (5) 地域自主戦略交付金要領第15の規定による農山漁村地域自主戦略整備計画(以下「整備計画」という。)については、別に定める市町村森林整備事業計画等作成要領(平成15年1月21日14森第592号林務部長通知。以下「計画作成要領」という。)によるものとする。
- (6) 森林整備加速化・林業再生基金事業要領第2の規定による森林整備加速化・林業再生基金全体事業計画(以下「事業計画」という。)については、別に定める林業再生総合対策事業実施要領(平成21年9月7日21信木第371号林務部長通知。以下「実施要領」という。)によるものとする。

## 2 事業実施計画

### (1) 予定調書等の作成

事業主体(事業を実施しようとする者及び代理申請をしようとする森林組合を含む。以下同じ。)は、翌年度の造林予定量等について、信州の森林づくり事業予定調書(様式第1号)(以下「予定調書」という。)の作成を行うものとする。

- ア 事業主体は、補助金交付の申請をしようとする前年度の12月25日までに信州の森林づくり事業予定調書1部を市町村に提出するものとする。
- イ 市町村長は、各予定調書の内容を確認の上、1月10日までに経由により、所長に提出するものとする。
- ウ 予定調書の作成にあたっては、次の事項に留意するものとする。
  - (ア) 予定調書は、県が策定する各事業の当該年度の実施計画の基礎をなすものであるから、その作成にあたっては正確を期すること。
  - (イ) 前1に規定する事業計画との整合性に留意すること。
  - (ウ) 予定調書は、事業を実施しようとする森林の所在する市町村を単位とし、地域の経済動向、森林所有者の造林意欲等を勘案して作成すること。
  - (エ) 他事業との重複がないようにすること。

### (2) 実施計画書の作成等

- ア 所長は、事業主体から提出された予定調書について、その計画性等を検討のうえ、管内の実施計画書(様式第2号)以下「実施計画書」という。)を作成し、1月20日までに、林務部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。
- イ 所長は、所要苗木について数量の検討と合わせ需給調整要領8に基づく苗木需給計画書と照合し、必要な指導をするものとする。

### (3) 計画の変更

- ア 事業主体は、予定調書の事業内容ごとに事業量の30%を超えて減少しようとするときは、変更しようとする数量を上段朱書のうえ、市町村を経由し、予め所長に協議(様式第3号)するものとする。
- イ 所長は、提出済みの実施計画書の事業内容ごとに、事業量の30%を超えて減少しようとするときは、提出済みの実施計画書に、変更しようとする数量を上段に朱書のうえ、変更理由を添付し、予め部長に協議(様式第3-1号)するものとする。
- ウ 部長は、イの協議があった場合、やむを得ないと認められるときは、同意するものとする。
- エ 所長は、ウの同意があった場合及びアにより協議があり、かつ、イに規定する変更該当しない場合については、協議があった事業主体に対し、同意するものとする。
- オ 所長は、イによらない変更を行おうとする場合には、部長に報告(様式第3-2号)するものとする。

## 3 事業実施計画等調査

所長は、必要に応じて信州の森林づくり事業実施見込調査を行い、実施見込調査表(様式第4号)を部長に提出するものとする。

## 第3 事業実施の内報等

### 1 事業内報

- (1) 部長は、第2の2の(2)のアにより提出された実施計画書に基づき、所長に対し、当該年度に係る事業量及び事業費

の内報をするものとする。

- (2) 部長は、第2の2の(3)に基づく計画の変更により事業費の変更が必要な場合には、必要に応じて予算の範囲内で内報を行うものとする。

## 2 予算の流用

所長は、内報を受けた森林環境保全整備事業、森林整備加速化・林業再生基金事業、公的森林整備事業、みんなで支える里山整備事業及び間伐対策事業の間において、国の森林環境保全整備事業費、農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金及び森林整備加速化・林業再生基金の間において流用を行ってはならない。

また、森林環境保全整備事業の森林環境保全直接支援事業と環境林整備事業の間において、みんなで支える里山整備事業の事業区分において、間伐対策事業の間伐対策事業とグレースの森創生事業の間で流用を行ってはならない。

## 第4 事業の内容等

要領別紙1から別紙5までに定めるものとする。

## 第5 補助金の査定

- 1 標準経費は、標準単価に間接費率、調整率及び事業量を乗じて求める。

ただし、調整率については要領別紙2森林整備加速化・林業再生事業及び要領別紙4のみんなで支える里山整備事業には適用しない。

### 2 標準単価

#### (1) 標準単価の区分

標準単価は、事業量及び予算を勘案して、毎年度知事が定めるものとする。この場合において、雇用労働と自家労働は区分しない。

#### (2) 植栽本数区分と標準単価構成基準植栽本数

補助対象とする樹種の1ha当たりの植栽本数は次により標準単価を構成する。

ア 植栽本数区分は250本を1区分の単位として区分するものとし、当該区分毎に第4に規定する補助対象とする樹種の植栽本数の範囲で標準単価を定めるものとする。

イ 標準単価の植栽本数区分階の適用は、事業調査の結果により算出される植栽本数の直近下位の植栽本数階によるものとする。

#### (3) 絆の森整備事業及び路側樹林帯整備における標準単価

ア 絆の森整備事業の行政支援タイプ事業のうち路側樹林帯整備を実施しようとする市町村長は、事業実施に係る単価を算出し、所長に協議(様式第5号)をするものとする。

イ 所長は、前アの協議のあった単価が適正と認められる場合は、当該事業に係る標準単価として決定し、市町村長に通知(様式第5-1号)するものとする。

ウ 所長は、前項の同意を行なったときは部長に報告するものとする。

エ 標準単価決定の後、変更があった場合については、アからウまでの規定を準用するものとする。

オ アの協議がない場合は、第1号により定めた標準単価を当該事業の標準単価とする。

#### (4) 標準単価の構成

##### ア 直接費

##### (7) 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗器材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等

##### (4) 労務費

事業の実行に直接必要な労務賃金

##### (9) 機械経費

事業の実行に必要な機械器具の使用に要する費用

##### イ 共通仮設費

##### (7) 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車輛等の運搬及び現場内における移動に要する費用

##### (4) 準備費

事業の実行に必要な準備等及び跡片付けに要する費用

- (ウ) 安全費  
事業の実行に必要な安全衛生管理に要する費用
- (エ) 役務費  
土地の借り上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、その他事業の実行に必要な役務に要する費用
- (オ) 営繕費  
事業の実行に必要な現場事務所、倉庫、資材保管場、労務者宿舍等の損料並びにこれらの改築、移築及び修繕に要する費用
- (カ) 測量設計費  
事業の実行に必要な測量設計に要する費用

#### 4 間接費

標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

##### (1) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者(当該作業の一部が個人(一人親方等)の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者(以下「個人受託者」という。))を含む。以下「現場労働者」という。)の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、標準単価の16.0%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

##### ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- (ア) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理(安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等)に要する費用

##### ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課(第1の3の(1)ウに掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。)

##### エ 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料(2)の社会保険料等に含まれる社会保険料及び第1の3の(1)ウの機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。)

##### オ 従業員給料手当

現場従業員(現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。)の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火災手当等)及び賞与(本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)

##### カ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額(2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。)

##### キ 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

##### ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

##### ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

##### (1) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金とする。

社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

	加入している場合の点数
労災保険	6点
雇用保険	1点
健康保険	5点
厚生年金保険	8点
退職金共済制度	2点

(表2)

平均点数	加算率
6点未満	0%
6点以上 12点未満	5%
12点以上 20点未満	9%
20点以上	15%

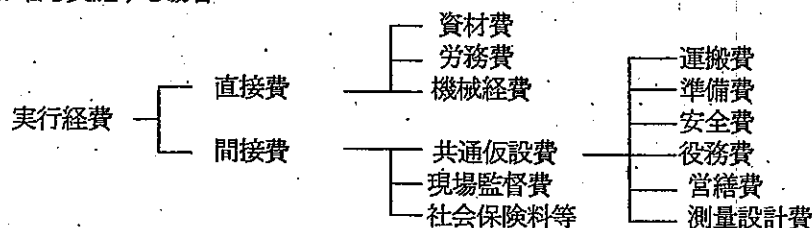
## 5 調整率

標準単価により算出された補助金額の総計が予算額を上回る場合には、1以内の調整率をもって補助金額を減額することがある。

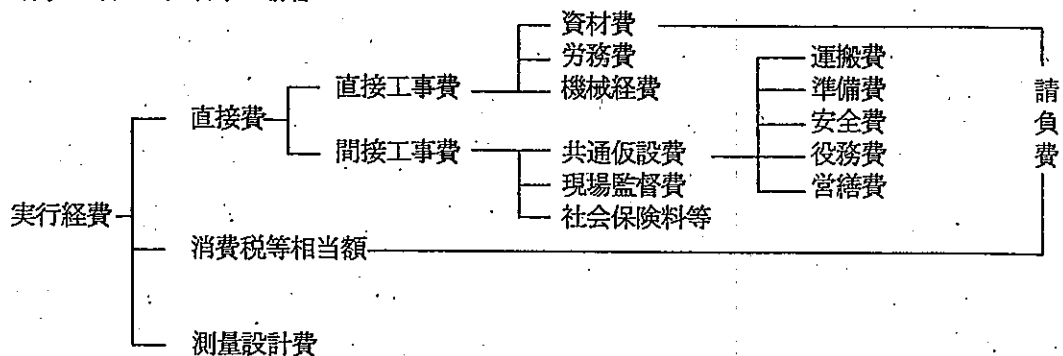
## 6 実行経費

実行経費は、次に掲げる経費からなるものとする。

### (1) 事業主体が自ら実施する場合



### (2) 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

## 7 その他

### (1) 森林所有者が森林組合に委託して事業を実施する場合は、委託契約によるものとする。

ただし、部分受託(地持のみ、植付のみ等本来一体のものを区分した受託)については間接費を補助対象経費に含めることは認められない。

### (2) 前(1)の委託契約は受託造林事務取扱基準(昭和54年2月1日付53営林第436号)によるものとする。

### (3) 信州の森林づくり事業について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費(標準単価によ

る事業の場合は標準経費に対応する実行経費。)に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(標準単価による事業の場合は所長が標準経費から算出した額)に補助率を乗じて得た額をいう。)が明らかな場合は、これを補助金額から減額するものとする。

## 第6 補助金の交付

要領別紙1から別紙5までに定めるものとする。

## 第7 補助金交付の条件

要綱第3第2項に規定する条件は、次に掲げる事項とする。

森林造成事業において補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に対して補助金の交付を受けた場合、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額があることが明らかになった場合には、所長に報告するとともに当該金額を返還すること。

## 第8 森林組合等の行う補助金事務(補助金の一括代理申請)

### 1 補助金交付申請及び受領の第三者委任

事業主体は、補助金事務の円滑な実施を図るため、森林組長又は市町村長(以下「森林組合等」という。)を代理人として、補助金の交付申請及び受領を委任することができる。

### 2 補助金交付申請書の作成及び提出

(1) 森林組合等は、事業主体の委任を受けて補助金事務を取り扱う場合には、事業の終了後速やかに現地調査を行い、事業主体に代わって申請書、申請書関係書類及び申請書添付書類(以下「申請書等」という。)を作成するものとする。

(2) 森林組合等は、申請書等の作成に当たっては次に掲げる事項に留意すること。

ア 事業主体から要領別紙1、2及び4に規定する事業実行調書を提出させ、申請書等作成の基礎とすること。

イ 申請書等は補助対象者としての権原の有無の確認を行うほか、土地台帳及びその付属図等と照合するとともに実行状況を精査して面積、樹種、植栽本数及び造林種別等の記載事項の正確を期すること。

ウ 上記アに基づいて、要領別紙1、2及び4に規定する事業実行内訳書及び事業実行総括表を作成すること。

エ 申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して記載内容の確認を受け、委任状及び精算依頼書(様式第6号)に事業主体の押印を受けること。

(3) 補助金交付申請は、第8の1の(2)に定めるもののほか、委任状及び精算依頼書を添付して行うものとする。

### 3 補助金の一括代理受領

(1) 森林組合等は、事業主体の委任を受けて、信州の森林づくり事業に関する補助金(以下「補助金」という。)の一括代理受領を行うことができる。

(2) 森林組合等は補助金を代理受領したときは、速やかにその内容を事業主体に通知するとともに、地方事務所が発行する補助金支払通知(お支払い通知)の日から30日以内に当該事業主体に交付するものとし、事業主体に対し要綱第3及に規定する当該交付条件を明示して指導するものとする。

(3) 森林組合等は、補助金を一括代理受領したときは、所長が交付に当たって示した内訳に従い、全額を事業主体に支払うものとし、支払いが完了したときは、事業主体から信州の森林づくり事業補助金受領書(様式第7号)を徴して保管するものとする。

(4) 前(3)の規定により補助金を支払う場合にあって、直接にその造林事業に関係ある次の経費については、造林者の書面による依頼(様式第8号(委任状及び精算依頼書)を併用)に基づき相殺することができる。

ア 信州の森林づくり事業に関する補助金交付申請事務取扱手数料(以下「手数料」という。)

イ 当該造林に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該造林地の森林保険料

(5) 森林組合等は、補助金の代理申請の場合は、造林者への補助金支払完了後7日以内に信州の森林づくり事業補助金支払状況報告書(様式第9号)を所長に提出すること。

### 4 手数料

(1) 森林組合等が受けることのできる手数料は、原則として実費の範囲とし、その金額及び内訳については、事業主体に示さなければならない。

(2) 手数料の対象となる業務は次のとおりとする。

- ア 信州の森林づくり事業に関する予定調書の作成
- イ 信州の森林づくり事業に関する施行地の位置及び面積の把握(測量を含む。)
- ウ 信州の森林づくり事業に関する補助金交付申請書の作成(添付書類作成を含む。)
- エ 土地台帳及び付図との照合
- オ 委任状の作成
- カ 精算依頼書の作成
- キ 信州の森林づくり事業に関する補助金交付申請書の提出
- ク 補助金配布明細書の作成
- ケ 補助金配布通知書の作成(発送を含む。)
- コ 補助金の受領及び配布行為
- サ 信州の森林づくり事業に関する補助金受領書の受理及び整理
- シ 事業調査の立会い
- ス 申請書等の関係用紙の印刷及び配布
- セ その他所長が適当と認め指示する事項

#### 5 補助金事務の確認

所長は、森林組合等が行う信州の森林づくり事業に関する補助金交付事務について次により確認指導を行う。

- (1) 前3の(5)に規定する信州の森林づくり事業補助金支払状況報告書が所定の期日までに報告されないとき、又は適切を欠くと認められる内容であるときは、実地調査を行う。
- (2) その他必要の都度実地調査を行う。

#### 6 事業費調査

- (1) 部長は、標準単価及び間接費率等の算出にあたり、必要がある場合は事業費の調査を行うこととする。
- (2) 事業主体は、前(1)の規定による指示があった場合、調査に協力するものとする。

### 第9 事業施行地台帳等

#### 1 事業施行地台帳

- (1) 信州の森林づくり事業が終了したときは、事業主体(代理受領した市町村、森林組合を含む。)は、信州森林づくり事業施行地台帳(様式第10号)及び同附属図(様式第11号)を整備するとともに、市町村長に写しを提出すること。
- (2) 信州の森林づくり事業施行地台帳は、年度別に一括整理し保管しておくこと。
- (3) 信州の森林づくり事業施行地台帳附属図は、地域森林計画編成の翌年度から5年分を同一の森林計画図に加筆していくこと。
- (4) 市町村長は前(1)により提出があった場合、これをとりまとめ、当該市町村の施行地台帳を作成するものとする。

#### 2 長期育成施業団地台帳について

- (1) 市町村長は、長期育成循環施業協定が締結された森林において長期育成施業を行う場合は、長期育成施業循環施業台帳(様式第12号)を作成すること。
- (2) 市町村長は、長期育成循環施業協定締結者及び事業主体に対して協定内容等の遵守を指導することとし、長期育成循環施業が行われた場合は、長期育成施業団地台帳に実績を記載し、管理すること。

#### 3 事業に伴う関係書類

要綱第7に規定する事業主体が整備保管する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書関係
  - ア 要綱第4第1項及び第2項に規定する書類
  - イ 信州の森林づくり事業施行地測量野帳及び原図
  - ウ 委任状
  - エ 信州の森林づくり事業に関する予定調書
  - オ 信州の森林づくり事業に関する実行調書
  - カ その他所長に指示された書類
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳票類
  - ア 補助金交付確定通知書
  - イ 補助金交付請求書

- ウ 補助金査定調書(台帳)等
- エ 補助金交付の内容と造林者に通知した書類
- オ 信州の森林づくり事業に関する補助金受領書
- カ 信州の森林づくり事業施行地台帳
- キ その他所長に指示された書類

#### 第10 事業施行地の転用等

##### 1 要綱第3第1項第1号、第2号に規定する場合の手続

補助金受領者は信州の森林づくり事業施行地転用等届出書(様式第13号)(以下「転用等届出書」という。)を所長に提出し、あらかじめその受理通知を受けること。

##### 2 補助金相当額の返還の減免

要綱第3第1項第1号、第2号の規定にかかわらず補助金受領者は、事業施行地が公用(国又は地方公共団体が直接使用することを本来の目的とするもの。)、公共用(直接一般住民の共同使用に供することを本来の目的とするもの。)又は、天災地変その他やむを得ない事由のため転用等する場合にあっては、補助金相当額の返還の減免について所長に承認を求めることができる。

この場合承認申請は、転用等届出書(前1に係るもの)の提出に合わせて行う。

##### 3 承認手続

- (1) 所長は、前1に係る転用等届出書が提出されたときは、これを審査したうえ、次の書類を添えて部長に協議する。
  - ア 転用等届出書の写
  - イ 転用等関係調書(様式第14号)
- (2) 所長は、前2に係る転用等届出書が提出されたときは、これを審査したうえ、次の書類を添えて部長に協議する。
  - ア 転用等届出書の写
  - イ 転用等関係調書(様式第15号)
- (3) 所長は、前(1)の届出にあわせて前3の補助金相当額の返還の減免の承認申請が提出されたときは、前(1)のアのほか、転用等関係調書(様式第16号)を添えて部長と協議する。
- (4) 所長は前(1)及び(3)については部長の同意通知に基づき諾否を決定し、転用等届出者に次の区分により通知する。
  - ア 前1の転用等届出及び返還通知の場合(様式第17号)
  - イ 前1の転用等届出及び補助金相当額の返還免除通知の場合(様式第18号)
- (5) 所長は前(2)について、部長の通知に基づき諾否を決定し、転用届者に通知するものとする。

##### 4 報告

所長は、前3により決定したときは、次の区分により当該決定通知の写しを添付して部長に報告する。

##### 5 補助金返還等に係る申請

返還期限延長等の申請は次に掲げる区分により、補助金受領者から申請書を所長に提出させて行う。

- (1) 規則第16条第3項の規定による返還期限延長申請  
信州の森林づくり事業補助金返還期限延長申請書(様式第19号)
- (2) 規則第16条第3項の規定による返還請求取り消し申請  
信州の森林づくり事業補助金返還請求取消申請書(様式第20号)
- (3) 規則第17条第7項の規定による加算及び延滞金の免除申請  
信州の森林づくり事業補助金返還請求に係る加算金(延滞金)免除申請書(様式第21号)

#### 第11 消費税等に係る補助金の返還

- 1 第7により補助金の返還を行おうとする場合には、信州の森林づくり事業消費税仕入控除税額報告書(様式第22号)を所長に提出すること。
- 2 所長は、前項の報告書が提出された場合は、部長に報告するものとする。



## 森林環境保全整備事業に係る運用

### 第1 趣旨

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域ニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

### 第2 事業規模及び事業区分等

要綱第2に規定する補助対象となる事業規模は、国の定める森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知平成23年3月31日22林整整第856号以下「環境保全要領」という。)の第1の1の(3)、同2の(1)のウ、(2)のウ、(3)のエの規定、森林環境保全整備事業実施要領の運用について(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知平成23年5月17日付け23林整整第101号以下「環境保全運用」という。)の1の(12)、及び農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村要領」という。)要領別紙(番号927森林整備事業に係る運用)(以下「農山漁村運用」という。)の第4の2の(4)、同3の(4)及び地域自主戦略交付金要綱。(以下「自主戦略」という)の規定による。

### 第3 事前計画の作成等

- 1 間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、事業着手前までに当年度補助を受けようとする実施予定箇所及び概算事業量を記入の上、事前計画書(要領別紙1一様式第1号)を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、(1)により提出のあった事前計画書に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画書を提出した者に対する指導を行うものとする。
- 3 所長は、(1)により提出のあった事前計画書に記載された内容を随時とりまとめ、間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

### 第4 事業の内容等

#### 1 森林環境保全直接支援事業

##### (1) 事業内容

##### ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽(大苗の植栽を含む。)、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

##### (ア) 樹種及び植栽本数

- a 育成単層林整備の人工造林の植栽については、スギ、ヒノキ、サワラ、アカマツ、カラマツ、モミ、トウヒ、クヌギ、ナラ、シラカンバ、ケヤキ、イヌエンジュ、キハダ、ブナ、ホオノキ、クリ、ミズメ、トチノキ、カツラ、ハリギリ、ヤマザクラ、サワグルミ、その他知事が適当と認める樹種。
- b 「その他知事が必要と認める樹種」とは、森林造成上適当と所長が認めるものに限るものとする。  
ただし、環境保全運用1の(16)の規定による承認が必要な場合は、予め所長は部長に協議するものとする。
- c 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。
  - (a)アカマツ 2,000本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)
  - (b)スギ・ヒノキ 2,000本～3,500本 (3,501本以上は3,500本とみなす。)
  - (c)その他の針葉樹 2,000本～3,000本 (3,001本以上は3,000本とみなす。)
  - (d)広葉樹2,000本～4,000本 (4,001本以上は4,000本とみなす。)
  - (e)大苗木については、別途定める。

##### d 使用苗木

- (a) 林業種苗法(昭和45年法律第89号)及び同法関係法令並びに林業種苗法施行細則(昭和46年1月7日長野県規則第1号)の規則に違反して生産又は移入された苗木でないこと。
- (b) 需給調整要領に則る苗木であること。

(c) 苗木の規格は前号の需給調整要領2に規定する山林種苗需給協議会が定めたものであること。

#### イ 樹下植栽等

(7) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分(「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。)に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木がⅩ齢級以上の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽)又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、及び林木の枝葉の除去。

(ウ) 樹種及び植栽本数

a 樹種は第4の1の(1)のアの(ア)のa、bに準ずる。

b 補助対象とする樹種の植栽本数の範囲は、1ha当たり次のとおりとする。

(a) アカマツ 600本～4,000本(4,001本以上は4,000本とみなす。)

(b) カラマツ 600本～2,300本(2,301本以上は2,300本とみなす。)

(c) その他の樹種 600本～4,000本(4,001本以上は4,000本とみなす。)

#### ウ 下刈り

植栽により更新したⅡ齢級以下(複層林においては下層木がⅤ齢級以下)の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下(複層林においては下層木がⅧ齢級以下)の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

#### エ 雪起こし

植栽により更新したⅤ齢級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。)とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

#### オ 倒木起こし

植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。ただし、成立本数の30%以上が倒伏した林分を対象とする。

#### カ 枝打ち

スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に行うものとし、枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) Ⅵ齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去で成立本数の60%以上を実施する。

(イ) ⅩⅡ齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去で成立本数の60%以上を実施する。

(ウ) ⅩⅧ齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去で成立本数の60%以上を実施する。

#### キ 除伐等

下刈りが終了したⅤ齢級以下(天然林にあつてはⅩⅡ齢級以下)の林分(伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合にあつてはこの限りではない。)において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

#### ク 間伐

適正な密度管理を目的としてⅩⅡ齢級以下(ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。)の林分で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

(ア) 伐採する本数は立木本数のおおむね30%以上とする。ただし上限はおおむね40%以下とする。

また、豪雪地帯特別対策措置法(昭和37年4月5日付法律第73号)に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村及び気象害の発生が明らかに予想される場合は立木本数の20%以上伐採する場合に補助対象とする。

(イ) 間伐を行う間隔は、原則として5年以上とする。

(ウ) 森林経営計画に基づく間伐は、標準伐期齢の2倍まで対象とする。

(エ) 集約化面積は森林経営計画に基づき5ha以上の間伐と更新伐を合わせたものも支援対象とする。

#### ケ 更新伐

人工林における育成複層林の造成及び育成(長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。)若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてⅩⅧ齢級以

下の林分(長期育成循環施業の一環として実施する場合はX齢級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

- (ア) 人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの(長期育成循環施業の一環として行うものを除く。)を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。
- (イ) 下層木の植栽・育成等の障害となる林木やあばれ木等の伐採ができるものとする。
- (ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。)に定める方法により伐採を行うものとする。
- (エ) 整理伐(天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。)を行う場合は、当該林分の主林木のおおむね70%以上の伐採を必要とする場合に行うものとする。
- (オ) 森林病害虫等防除法第2条第1項に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害拡大防止のために実施する場合は、補助対象材積の上限を200m<sup>3</sup>/haとする。

#### コ 付帯施設等整備

ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

##### (ア) 鳥獣害防止施設等整備

過去3カ年の間に被害が発生しており、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

実施する施設は、忌避剤、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープとする。

標準単価に使用する類似製品がない場合については、必要に応じて協議を行い単価を設定する。

##### (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

##### (ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

##### (エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～ケの施業に係る事業量を超えないものとする。

#### サ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)に基づく森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした開設及び改良であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、第2の4の(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると地方事務所長(以下「所長」という。)が認めるものとする。

工作物等については、必要に応じて事業主体が第2の2の(3)を準用した協議を行い、単価を設定するものとする。

#### (2) 事業規模等

ア (1)のア～ケの事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

これに加えて、間伐、更新伐については、それぞれ、第8の1に定める補助金の交付申請ごとに、1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計が5ha以上(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ha以上、かつ、当該交付申請に係る間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施工地の面積の合計が5ha以上。)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上。

イ 除伐等、間伐、更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐等、間伐、更新伐の実施していない場合に補助対象とする。

ウ 間伐及び更新伐の1補助申請施行地合計面積が30ha以上の場合は大規模事業地とし、補助金申請等を別に行うことができるものとする。

エ その他

複層林における事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による案分によるものとする。

## 2 環境林整備事業

### (1) 広葉樹林化等整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業とする。

#### ア 事業内容

##### (ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

##### (イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

##### (ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

##### (エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

##### (オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

##### (カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ア)(ウ)に準ずる。

##### (キ) 除伐等

1の(1)のキに準ずる。

##### (ク) 更新伐

1の(1)のクに準ずる。ただし、搬出集積を除く。

##### (ケ) 付帯施設等整備

(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

##### a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のコの(ア)に準ずる。

##### b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のコの(イ)に準ずる。

##### c 林床保全整備

1の(1)のコの(ウ)に準ずる。

##### d 荒廃竹林整備

1の(1)のコの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のコの(エ)において「ア～ケ」とあるのは、「(ア)～(ク)」と読み替える。以下(2)のアの(ケ)のb及び(3)のイの(ケ)のbにおいて同じ。)

##### (コ) 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

#### イ 事業規模等

(1)の(ア)～(ク)の事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

ウ 除伐等、更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐等、更新伐の実施していない場合に補助対象とする。

#### エ その他

複層林における事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による案分または、実面積によるものとする。

### (2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

別に定める森林造成事業関係災害報告要領に規定する「森林造成事業関係災害状況並びに回復計画に係る届」が市町村長から提出された箇所に限るものとする。

#### ア 事業内容

##### (ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

##### (イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)に準ずる。

(キ) 除伐等

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 更新伐

(1)のアの(ク)に準ずる。

(ケ) 付帯施設等整備

(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のコの(ア)に準ずる。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のコの(エ)に準ずる。

(コ) 森林作業道整備

(1)のアの(コ)に準ずる。

イ 事業規模等

(2)の(ア)～(ク)の事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上。

ウ 除伐等、更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐等、更新伐の実施していない場合に補助対象とする。

エ その他

複層林における事業地の面積については、上層・下層木の成立本数による案分によるものとする。

(3) 保全松林緊急保護整備

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

松くい虫被害対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

松くい虫被害対策事業実施要領に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 除伐等

1の(1)のキに準ずる。

(キ) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木(被害木及び侵入竹を含む。)及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ク) 更新伐

1の(1)のケに準ずる。

(ク) 付帯施設等整備

(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

1の(1)のコの(ア)に準ずる。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のコの(エ)に準ずる。

(ニ) 森林作業道整備

(1)のアの(ニ)に準ずる。

ウ 事業規模等

(3)のイの(ア)～(ク)の事業規模は、1施行地の面積が 0.1ha 以上。

3 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業

農山漁村地域整備交付金(平成22年4月1日21林整計第336号)要領別紙(番号9 森林整備事業に運用)に規定された事業内容とする。

4 その他

(1) 実行経費による事業及び、その他協議を必要とする場合は、次により協議を行なうものとする。

ア 事業主体は、予め実施設計書(要領別紙1-様式第2号)を作成し所長と内容を協議するものとする。

イ 所長は、前項の協議が適当と認められる場合には、事業主体に対して協議内容に同意するものとする。

ウ 所長は、前項の同意を行なったときは部長に報告するものとする。

(2) 所長は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、部長に提出するものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生抑制対策推進方針」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林整備第 1492 号林野庁長官通知)に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

第5 補助金の査定係数及び嵩上げ係数

補助金の査定係数及び嵩上げ係数は下表のとおりとする。

事業区分	事業内容	査定係数	嵩上げ係数
森林環境 保全直接 支援事業	1 人工造林及び樹下植栽等について、森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者若しくは特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者(以下「計画認定者等」という。)が、当該各計画(以下「森林経営計画等」という。)に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出(以下「伐採造林届出」という。)書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの(新たに森林法第5条に規定する地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。)	170	0.05 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備を除く
	2 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班(以下「隣接林班」という。)内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの、森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に在する要間伐森林において施業代行者として行うものであって、要領別紙1第4の1の(2)に規定する事業規模等に該当するもの		
	3 その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの		
	1 人工造林及び樹下植栽等について、平成24年3月31日以前に行われた樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの(上表1	90	0

	に該当するものを除く。)、又は、伐採造林届出書に基づいて行うもの(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。) 2 除伐等及び間伐、更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの(上表2に該当するものを除く。)		
環境林整備事業(保全松林緊急保護整備を除く)	1 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林に定められた森林において行うもの	170	0.05
	上表1に該当しないもの	90	0

なお、保全松林緊急保護整備については、査定係数、嵩上げ係数は適用しない。

## 第6 補助金の計算

1 補助金額等の算出は、次の計算式によるものとする。

(1) 標準単価による事業

ア 査定係数が加算される場合

$$\left[ \frac{\text{標準単価} \times \text{間接費率} \times \text{面積}}{\text{標準単価}} \right] \times \left( \frac{\text{査定係数}}{100} \right) \times \text{調整率} = \text{査定経費}$$

$$\text{査定経費} \times \text{補助率} + \text{標準経費} \times \text{嵩上げ係数} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

イ 査定係数が加算されない場合

$$\left[ \frac{\text{標準単価} \times \text{間接費率} \times \text{面積}}{\text{標準単価}} \right] \times \text{調整率} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

ウ 次の場合の補助金額は、前(ア)及び(イ)の計算式により算出した額と、各式中の標準経費を実行経費に置き換えて算出した額のいずれか低い額とする。

(ア) 標準単価によらず森林作業道の開設及び改良を実行した場合

(イ) ボランティア活動等社会奉仕により通常の労働賃金を著しく下回る報酬により行われた場合

(ウ) 実行経費による事業を市町村が請負に付して実行した場合

(2) 実行経費による事業(第4の4)

ア 査定係数が加算される場合

$$\text{実行経費} \times \text{査定係数} = \text{査定経費}$$

$$\text{査定経費} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

イ 査定係数が加算されない場合

$$\text{実行経費} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

(3) 前アの事業量は、第4の1に規定する雪起こし、倒木起こし及び第4の2の(2)被害森林整備については、実面積をもって事業量とする。

2 補助金額算出にあたっての算出の順序及び端数処理は、次の手順により行う。

(1) 標準単価の積算

100円未満を切捨てる。

(2) 査定経費の算出

ア 標準経費により補助金額を算出する場合の査定経費

間接費の適用から査定経費の算出まで連算のうえ千円未満を切り捨てる。

イ 実行経費により補助金額を算出する場合の査定経費

前1の(1)のウの(ア)から(ウ)に掲げる事業において、実行経費を補助対象経費とする場合及び前1の(2)のアの事業については、実行経費に査定係数を乗じたるうえ千円未満を切り捨てる。

(3) 補助金額の算出

ア 県嵩上げのない場合

100円未満を切捨てる。

イ 県嵩上げのある場合

査定経費×補助率及び標準経費(千円未満切捨て)×嵩上げ係数×補助率のそれぞれ100円未満を切り捨

て合算する。

## 第7. 補助金交付申請

### 1 申請書

事業主体は、原則として事業の終了後すみやかに所長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

(1) 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

(2) 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する森林造成事業(森林環境保全整備事業)補助金交付申請書(要領別紙1-様式第3号)に次の関係書類を添付して行うものとする。なお、県が作成した森林造成事業補助金交付事務システム(以下「造林システム」という。)による場合は、造林システムより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。

ア 森林環境保全整備事業実行総括表(要領別紙1-様式第4号)

イ 森林環境保全整備事業実行内訳書(要領別紙1-様式第5号)

ウ 森林環境保全整備事業実行経費内訳書(要領別紙1-様式第6号)

エ 森林環境保全整備事業地位置図(以下「位置図」という。)

オ 森林環境保全整備事業地実測図(以下「実測図」という。)(要領別紙1-様式第7号)

カ 作業道等及び実行経費による事業にあつては、出来高設計書(付属図を含む)

キ 森林整備協定経費負担調書(分収林契約以外の森林整備協定の場合に限る。)

ク その他所長が必要と認める書類

### 2 申請関係書類

#### (1) 位置図

前1の(2)のエに規定する位置図は、森林計画図を利用して事業地の位置を記入すると共に、50,000分の1の地形図に事業箇所を記入し、当該事業地に係る実行内訳書に記載された図面番号を付記する。

#### (2) 実測図

前1の(2)のオに規定する実測図は、次のとおり作成する。

ア 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

イ 測量

(ア) 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できるとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

(イ) 実測野帳は、所定の様式(要領別紙1-様式第8号)又はこれに準じたものを使用すること。

(ロ) 造林地として認められる外周は、地拵が完了している地域であつて、原則として外側の植栽木等から1mまでの範囲とすること。

(ハ) 事業施行地内の植栽不可能地、不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

ウ 作図等

(ア) 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。

(イ) 面積の算出はプランメーター(3回測定)又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。

(ロ) 前項(ハ)の除地については、1カ所ごとに小数点第3位以下を切り捨て、事業施行地全体の面積からそれぞれ控除する。

#### (3) 森林整備協定経費負担調書

前1の(2)のキに定める森林整備協定経費負担調書(以下、「負担金調書」という。)は、次により作成する。

ア 事業主体は、森林整備協定を締結している地方公共団体に前1の(2)による関係書類を提出し、負担金調書の作成を申し出るものとする。

イ 前アの申し出のあった地方公共団体は、負担金調書(要領別紙1-様式9号)を作成し、事業主体に交付するものとする。

ウ 森林整備協定を締結している地方公共団体が事業主体となる場合は、前ア及びイの規定にかかわらず、負担金調書を自ら作成するものとする。

#### (4) その他の添付書等



- ア 間伐、更新伐は搬出材積集積表(要領別紙1-様式第10号)
- イ 社会保険等の加入実態状況調査表(要領別紙1-様式第11号)
- ウ 測量実施状況の写真(代表的なものを一部)
- エ 搬出状況の写真(代表的なものを一部)
- オ 作業完了の写真(代表的なものを一部)

ただし、代表的な写真以外の証明書類は事業主体の保管とし、事業調査時に提示すること。

### 3 申請書の提出期限

要綱第4第3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 第1回目 4月15日
- (2) 第2回目 6月30日
- (3) 第3回目 8月31日
- (4) 第4回目 10月31日
- (5) 第5回目 12月28日
- (6) 第6回目 2月20日

## 第8 補助金の交付

### 1 事業実行総括表の作成

所長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、森林環境保全整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

### 2 事業調査

所長は、森林環境保全整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査内規(以下「調査内規」という。)により速やかに事業調査を行うものとする。

### 3 事業調査調書等の作成

所長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査内規に規定する事業調査調書(以下「調査調書」という。)を作成する。

### 4 補助金の算出

- (1) 所長は、調査調書に基づき補助金を算出し、補助金査定調書(台帳(要領別紙1-様式第12号))及び補助金調書(要領別紙1-様式第13号)を作成するものとする。
- (2) 第6の1の(2)に該当する事業の場合は、補助金調書(要領別紙1-様式第14号)を作成するものとする。
- (3) 所長は、前号により補助金を算出したときは、補助金査定調書及び補助金調書を部長に提出するものとする。
- (4) 補助金査定調書及び補助金調書は、造林システムより出力される様式をもって該当様式に替えることができる。

### 5 補助金の交付及び確定

所長は、前4に基づき、申請者に対して規則第6条及び第13条に規定する確定(要領別紙1-様式第15号)通知し、補助金を交付するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- (1) 補助金の内訳は、補助金査定調書(台帳)のとおりであること。
- (2) 補助金交付規則(昭和34年長野県規則第9号)、森林造成事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第481号)、本要領の規定に従わなければならないこと。
- (3) 施行地の適正な保護管理のため、森林国営保険への加入に努めること。
- (4) その他所長が必要と認めること。

### 6 市町村等への通知

- (1) 所長は、前5に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知(要領別紙1-様式第16号)するものとする。
- (2) 第7の2の(3)のイの負担金調書に基づき、森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、負担金調書を作成した地方公共団体に結果を通知(要領別紙1-様式第17号)するものとする。

### 7 補助金の請求

事業主体等は、前5の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、森林造成事業(森林環境保全整備事業補助金交付請求書(要領別紙1-様式第18号))を所長に提出するものとする。

### 8 森林整備協定造林実施報告書

前6の(2)の通知のあった地方公共団体は、費用負担が確定した後、所長に森林整備協定造林実施報告書(要領別紙1-様式第19号)を提出するものとする。

## 第9 大規模事業地における補助申請等

第4第1項第2号ウに規定する大規模事業地における補助申請手続きは、上記の他以下のとおり出来るものとする。

### 1 事業計画

(1) 第4第1項第2号ウに規定する大規模事業地における補助申請を行う事業主体は、第3第1項に規定する事前計画書に合わせて森林環境保全整備事業(大規模事業地)計画承認申請書(要領別紙1-様式第20号)を所長に提出するものとする。

(2) 所長は、前号の規定による計画書の提出があったときは、内容を確認し事業計画の承認を行うものとする。

### 2 早期着手

(1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。

ただし、前項2号の承認を受けた個所で、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。

ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。

イ 事業の実施に長期間を有するとき。

ウ 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。

エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。

(2) 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書(要領別紙1-様式第21号)を所長に提出する。

(3) 所長は、前項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意(要領別紙1-様式第22号)する。

ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。

イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

(4) 所長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書(要領別紙1-様式第23号)を部長に提出する。

### 3 補助金交付申請及び交付決定

(1) 所長は、第9第1項の規定により承認済の事業計画書に基づき、予算の範囲内で事業主体に補助金の内示をする。

(2) 前項の内示を受けた事業体は、速やかに森林造成事業(森林環境保全整備事業(大規模事業地))補助金交付申請書(要領別紙1-様式第24号)に次の関係書類を添付して所長に提出する。なお、造林システムにより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。

ア 森林環境保全整備事業実行総括表(要領別紙1-様式第4号)

イ 森林環境保全整備事業実行内訳書(要領別紙1-様式第5号)

ウ 森林環境保全整備事業実行経費内訳書(要領別紙1-様式第6号)

エ 位置図

オ 実測図(要領別紙1-様式第7号)

カ 森林整備協定経費負担調書(分収林契約以外の森林整備協定の場合に限る。)

キ その他所長が必要と認める書類

(3) 所長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定(要領別紙1-様式第25号)をする。

(4) 補助金の査定係数及び嵩上げ係数

第5に準ずる。

(1) 補助金の算出

第6に準ずる。

### 4 補助金の変更

(1) 事業主体は、補助金の変更が生じたときは速やかに森林環境保全整備事業(大規模事業地)変更承認申請書(要領別紙1-様式第26号)を所長に提出する。

(2) 所長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、変更承認を行うとともに、必要な場合は変更内示をする。

(3) 事業主体は、変更内示があったときは、森林環境保全整備事業(大規模事業地)補助金変更交付申請書(要領別紙1-様式第27号)を所長に提出する。

(4) 所長は、事業主体に速やかに森林環境保全整備事業(大規模事業地)補助金変更交付決定(要領別紙1-様式第28号)をする。

### 5 事業の中止、廃止、完了期限延長

(1) 事業主体は、事業の中止、廃止及び完了期限延長をしようとするときは、承認申請書(要領別紙1-様式第29号)を、所長に提出する。

(2) 所長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

### 6 実績報告書

- (1) 事業主体は、事業が完了したときは、森林環境保全整備事業(大規模事業地)実績報告書(要領別紙1-様式第30号)に第7第1及び2項に順ずる関係書類を添付して所長に提出する。

#### 7 調査

所長は、実績報告書及び概算払請求書の提出があったときは、速やかに第8第2項に準じて調査を行う。

#### 8 事業調査調書等の作成

第8第3項に準ずる

#### 9 補助金の確定

所長は、第7項の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、申請者に対して補助金額の確定をするものとする。

#### 第10 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求は、森林造成事業(森林環境保全整備事業(大規模事業地))補助金交付請求書(要領別紙1-様式第31号)により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

ただし、概算払による補助金の請求は、実施面積に10~20m<sup>3</sup>/haの搬出材積に応じた補助金額を乗じた額を上限とし、概算払補助金請求内訳書(要領別紙1-様式第32号)を添えて提出しなければならない。

#### 第11 繰越

事業主体は、原則として、3項2号の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

##### ア 事故繰越

財政法(昭和22年法律第34号)第42条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合(3月31日までに債務が確定しないもの)に繰越すもの

##### イ 明許繰越

財政法第14条の3の第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの

- (2) 事業主体は、前項ア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、森林環境保全整備事業(大規模事業地)繰越承認申請書(要領別紙1-様式第33号)を、事業実施年度の1月31日までに所長に提出するものとする。
- (3) 所長は、前号の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。
- (4) 部長は、前号の規定による進達があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、所長を経由し事業主体に対し、繰越承認申請を行うものとする。
- (5) 事業主体は、第4四半期において、10の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

#### 第12 その他

平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費における森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業については、平成24年に発生した集中豪雨等により被災した箇所に対する山地災害対策を実施する市町村で実施する事業(農山漁村における豪雨等緊急対策(山地災害緊急対策事業)。以下「山地災害緊急対策事業」という。)に限る。

また、山地災害緊急対策事業により実施する森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐については、第4の1の(2)のアのうち、施行地の面積の合計に係る規定は適用しないものとする。

# 信州の森林づくり事業調査内規

〔沿革〕平成21年4月 1日付け21森推第 11号

平成23年7月 4日付け23森推第220号

平成24年5月31日付け24森推第138号

平成24年11月14日付け24森推第502号

## 第1章 総 則

### 第1条 趣旨

この内規は、「林業関係事業補助金等交付要綱」(昭和47年8月11日付け47林野政第640号事務次官通知)、「森林環境保全整備事業実施要綱」(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知)、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)、「農山漁村地域整備交付金実施要領」(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知)、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号)、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)、「競争力強化等のための森林整備の推進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1251号林野庁長官通知)、「間伐推進団地における間伐の実施について」(平成20年3月31日付け19林整整第1138号林野庁長官通知)、「造林補助事業竣工検査内規例について」(昭和53年3月24日付け53林野造第27号林野庁長官通知。以下「検査内規例」という。 )、「森林組合等受託造林の取扱いについて」(平成20年6月2日付け林野庁整備課造林間伐対策室造林事業担当課長補佐事務連絡)、「森林造成事業補助金交付要綱」(昭和49年長野県告示第481号。以下「交付要綱」という。 )、「信州の森林づくり事業実施要領」(以下「実施要領」という。 )に定めのあるもののほか、信州の森林づくり事業調査(以下「調査」という。 )の実施に必要な事項を定める。

### 第2条 調査員

調査は、次に掲げる者(以下「調査員」という。 )が行うものとする。

- 1 現地機関に勤務する職員であって、補助金を交付する事務所の長(以下「所長」という。 )から調査を命じられた者。

### 第3条 調査員の心得等

- 1 調査員は調査を行うに当たっては、厳正、かつ、公平な態度を保持しなければならない。
- 2 調査員は、妨害、拒否、その他の事由により調査の実施が困難と認めた場合は、調査を停止し、直ちにその旨を上司に報告し、その指示を受けなければならない。

### 第4条 立会人

- 1 調査は、原則として交付要綱・実施要領に規定する事業主体又は事業主体の委任を受けて補助金の一括代理申請及び代理受領を行う(以下「代理申請」という。 )森林組合等の代理人(以下あわせて「交付申請者」という。 )立会いの上に行わなければならない。
- 2 調査員は、調査に際して、立会人に必要な機械器具、帳簿等を準備させるとともに、調査に必要な措置をあらかじめ連絡又は通知をするものとする。

### 第5条 調査の区分及び現地調査の省略

- 1 調査は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。 )若しくは実績報告書の受理後、遅滞なく造林補助金の交付申請(以下「交付申請」という。 )のなされた施行地1箇所ごとに、原則として書類調査及び現地調査により行うものとする。  
ただし、作業が完了したとして交付申請者から現地調査について書面により要求があったときは、交付申請書

若しくは実績報告書の受理前であっても、現地調査を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が作業完了の仕様を判断できる写真を整備し、かつ、次の第1号又は第2号に掲げる面積要件等に該当する場合は、「要領別紙-1」第7に規定する交付申請書提出期限を単位として、同一の申請者が申請したものについて以下のとおり現地調査を実施するものとし、それ以外は現地調査を省略できるものとする。

(1) 現地調査区分及び調査箇所

森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業、農山漁村地域整備交付金

区 分	調 査 箇 所
間伐、更新伐	集約化実施計画に基づく団地(以下「団地」という。)数に応じて以下のとおり調査対象団地を無作為抽出する。 申請団地数1団地 調査対象団地数1団地 申請団地数2～4団地 調査対象団地数2団地 申請団地数5～8団地 調査対象団地数3団地 申請団地数9～12団地 調査対象団地数4団地 申請団地数12団地以上 調査対象団地数5団地以上  また、調査対象団地における施行地調査は、全申請団地の総施行地数の10%以上に相当する施行地を無作為抽出により調査
人工造林、樹下植栽	1ha以上の施行地は全箇所、1ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査
上記以外	2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査
森林作業道	全箇所

- (2) 現地調査の省略対象地の中から現地調査を行う施行地を抽出する方法については、原則として次のとおりとする。

[抽出件数の算出事例]

抽出件数 現地調査を省略することができる施行地が108件あった場合

検査対象件数  $108 \text{件} \times 0.1 = 10.8$  (小数点以下切り上げ) = 11件以上の現地調査が必要

抽出方法 無作為

- 書類調査及び現地調査の結果、現地調査の省略が適当ではないと判断されたときは前2項の規定にかかわらず、当該交付申請者若しくは実績報告者に係る当該交付申請書の提出期限ごとのすべての交付申請について、現地調査又は現地確認を行うものとする。
- 前第2項の規程にかかわらず、市町村が受益者から負担金を徴して行う場合及び林業公社が行う場合については申請のあったもののうち無作為に抽出する10%以上を現地調査するものとする。
- 現地調査を省略する施行地については、写真を提出させ実施状況を確認すること。
- 調査者は必要に応じて写真を撮影して信州の森林づくり事業調査調書(以下「調書」という。)に添付すること。
- 間伐等の抽出施行地についての調査は、通常の誤差の限度を超える場合、申請者への再測量を命じる。さらに、別の施行地の10%以上を無作為抽出し、追加検査を行う。
- 搬出材の確認方法については、はい積写真、検知野帳、出荷先の入荷伝票等で確認する。また、現地調査においては、添付証拠書類と現地との照合を行う。
- 施業間隔の確認については、間伐等の申請個所において、過去5年以内に同一施行地において間伐等の施行が実施されていないかを関係書類により確認する。
- 施行地の位置の確認については、申請個所が施行地の位置と合致するか、森林計画図又はGPS等で照査確認する。

- 11 内部けん制機能確保のために、所長が現地検査を実施した施行地について、検査業務に直接係わらない本庁職員等の内部けん制機能が働く者による無作為抽出確認に努める。

#### 第6条 被災施行地の取扱い

火災、気象災、病虫害等(以下「気象災等」という。)により被害を受けた施行地であつて、当該発生年度の造林事業に係る施行地のうち補助金の交付を受けていないものについては、竣工検査等により植栽等の作業完了を確認できるものに限り、植栽等が完了したものとみなして、補助金を交付することができる。

なお、この場合において、交付申請者は、作業完了の状況を判断できる写真その他の資料(気象情報等の資料等)を整備しておくものとする。

#### 第7条 調査調書の作成及び整備保存期間等

- 1 調査調書は、施行地1か所ごとに作成する。

ただし、造林事業であつて、同一施行地に2種類以上の事業区分あるいは樹種が施工されているときは、調書をそれぞれ別葉とすること。

- 2 調査員は、調査した事項及び第4条に規定する立会人の氏名を信州の森林づくり事業実行内訳表兼事業調査調書(以下「調査調書」という。)に記入し、これに捺印するものとする。

- 3 第5条の規定により現地検査を省略したときは、当該施行地の調査調書に現地調査を省略した旨を記載するものとする。

- 4 次条第1項及び第3項の規定により不合格又は一部不合格の通知をしたときは、その内容を、調査調書に記載するものとする。

- 5 調査調書は市町村又交付申請者ごとに一括し、当該事業完了の翌年度から起算して5年間整備保存しておくなければならない。

#### 第8条 調査の認定

- 1 調査の結果、当該施行地が造林関係諸規程の定める規定に適合しない場合は、竣工と認めず、現地において立会人に不合格又は一部不合格である旨を指摘するとともに、造林補助事業調査結果通知書(様式1号)により交付申請者に通知するものとする。

なお、不合格又は一部不合格とは、次のような場合をいう。

- (1) 不合格とは、地拵えが不十分な場合、植付け本数が少ない場合、枯損率が20パーセント以上の場合、下刈、除・間伐が当該内規の要件を満たさない場合

- (2) 一部不合格とは、1施行地内において造林事業が実施されていない部分がある場合、枯損率が20パーセント以上の区域がまとまっている場合等

- 2 調査の結果、不合格又は一部不合格とした施行地で、当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再調査を行い、認否を決定するものとする。

- 3 再調査の結果、補助基準に適合しない場合は、第1項の規定を準用する。

#### 第9条 調査結果の処理

調査員は、調査の終了後、速やかに復命書に、第7条に規定する調査調書及び前条第1項に規定する造林補助事業検査結果通知書(様式1号)を添えて、調査結果を報告しなければならない。

#### 第2章 書類検査

書類検査においては、交付申請内容等が造林関係諸規程の要件に適合しているかどうかを、信州の森林づくり事業実行内訳表兼事業調査調書等に基づき確認する。

森林施業計画は森林経営計画とみなす。

#### 第10条 契約関係等の確認

## 1 事業実施形態等

### (1) 森林施業計画の認定を受けた者が受託者の場合

森林所有者と委託契約を締結して森林施業計画の認定を受けた森林組合等の受託者が、同計画の計画期間中(5年以上)における長期の施業の受託者又は経営の受託者等として、同計画に従って実施しているとする場合(以下「長期受託造林」という。)は、次に掲げる書類を確認する。

・森林施業委託契約書及び関係書類

### (2) 森林施業計画の認定を受けた者が森林所有者の場合

森林施業計画の認定を受けた森林所有者が、森林組合と受託契約又は請負契約等を締結し、当該森林組合が短期の施業の受託者として、同計画に従って実施している場合(以下「短期受託造林」という。)は、次に掲げる書類を確認する。

・森林施業短期委託契約書又は森林施業請負契約書等関係書類

### (3) 代理申請が行われた場合は、第1号及び第2号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を確認する。

ア 委任状及び精算依頼書(実施要領様式第8号)

イ 造林補助事業完了届

## 2 作業実施形態等

### (1) 森林組合等の受託者が作業を直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合は、次に掲げる書類を確認する。

・雇用契約書及び賃金台帳等によりにより出役を確認できる関係書類

・社会保険料等の納付に係る領収書等

### (2) 森林組合等の受託者が作業を外部に請け負わせて実施した場合は、次に掲げる書類を確認する。

ア 請負契約書等

イ 請負事業完了届等

### (3) 実際に作業に従事した者について、次に掲げる区分により確認する。

ア 森林所有者

(ア) 森林組合の直営労働力(臨時雇用を含む。)

(イ) 生産森林組合の構成員(組合員)

(ウ) 森林組合連合会の直営労働力(臨時雇用を含む。)

(エ) 「森林法施行令」(昭和26年7月31日付け政令第276号。以下同じ。)第11条第7号に規定する特定非営利活動法人等(以下「特定非営利活動法人等」という。)

(オ) 「森林法施行令」第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)及び慣行共有の権利者以外の共同(複数の個人、会社等が共同で森林を所有している場合をいう。)

(カ) 林家及び当該林家の家族(実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団(同居親族)及び余所<sup>よそ</sup>に下宿している子供等(他出家族員)を含む。以下同じ。)

(キ) 林家以外の会社(一人親方(労働者を使用せずに林業の事業を行うことを状態とする(年間100日未満の使用は一人親方とみなす。))事業主、経営主及びその事業に従事する者等)を含む。以下同じ。)、当該会社の家族及び従業員(役員を含む。以下「林業事業体等」という。)

(ク) 財産区及び当該財産区の構成員

(ケ) 慣行共有(「民法」(明治29年法律第89号)第263条及び第294条に規定する入会権並びに「地方自治法」(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の6に規定する旧慣使用権によって使用収益している森林等を所有する集団の総称(集落有林等をいう。))の構成員(権利者)

(コ) その他

イ 森林組合の直営労働力(臨時雇用を含む。)

ウ 森林組合連合会の直営労働力(臨時雇用を含む。)

エ 特定非営利活動法人等

オ 森林所有者の団体

カ 林業事業体等

キ.その他

- (4) 自己所有森林以外の造林事業の作業に従事した事業量(面積又は箇所数若しくは日数。以下同じ。)及び自己所有森林の造林事業の作業に当該実施主体以外の者が従事した事業量を確認する。
- 3 事業の完了については、事業完了後おおむね1年の範囲内であることを確認する。

## 第11条 関係書類等の確認

### 1 各種協定等の確認

次の各号に掲げる造林事業のうち、(2)の保安林等造林、(3)の分収林造林以外については、市町村が協定の締結者、計画の認定者又は作成者等となっていることから、原則として当該市町村に確認を依頼するものとする。

- (1) 「森林法」第10条の11の8第1項に定める施業実施協定に従って行う事業(「施業実施協定」という。)にあつては、当該協定内容との整合を確認する。
- (2) 保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行う事業(「保安林等造林」という。)にあつては、保安林台帳、指定又は規制図簿等により当該制限内容を確認する。
- (3) 「分収林特別措置法」(昭和33年4月15日法律第57号)第2条及び「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年6月23日法律第246号)第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が、契約当事者かつ事業主体となつて行う事業(「分収林造林」という。)にあつては、当該分収林契約書等との整合を確認する。
- (4) 森林施業計画に基づいて行う事業(「森林施業計画造林」という。)にあつては、当該計画内容との整合を確認する。  
また、森林施業計画の対象森林において行う本項各号に掲げる事業(第6号に規定する協定締結造林を除く。)にあつては、当該森林施業計画との整合を確認する。
- (5) 「森林法」第10条の13に定める森林整備協定に従って行う事業(「森林整備協定造林」という。)にあつては、当該協定内容との整合を確認する。
- (6) 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号。「間伐等促進法」という。)第4条に定める特定間伐等促進計画に従って行う事業(「間伐等促進計画造林」という。)にあつては、当該計画内容との整合を確認する。
- (7) 市町村との間で5年間の森林施業の計画的実施に関する協定を締結した森林所有者が同協定に従って行う事業(「協定締結造林」という。)にあつては、当該協定内容との整合を確認する。
- (8) 「間伐推進団地における間伐の実施について」(平成20年3月31日付け19林整整第1138号林野庁長官通知)第2に定める間伐推進協定(以下「間伐推進協定」という。)に基づき、間伐推進団地において実施する団地間伐及びこれと一体的に行う除間伐にあつては、当該協定内容との整合を確認する。
- (9) 「多様な森林整備の推進のための集約化の促進について」(平成19年3月10日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)第4の5に定める集約化実施計画に基づき、集約化推進区域において、森林組合等の事業主体が長期受託造林により実施する搬出を伴う人工林の間伐等(人工林整理伐、間伐、特定高齢級間伐、誘導伐、機能増進保育(抜き伐り等)、団地間伐及び誘導伐等を含む。「集約化推進間伐等」という。)を行う事業にあつては、当該計画内容との整合を確認する。
- (10) 指定被害地造林及び被害地造林にあつては、関係資料等との整合を確認する。
- (11) 「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)第2に定める長期育成循環施業協定(以下「長期育成循環施業協定」という。)に従って行う長期育成循環整備にあつては、当該協定内容との整合を確認する。

ただし、流域育成林整備事業については、市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域(「重点実施地域」という。)として、市町村森林整備事業計画に明示し、かつ、森林所有者が市町村に同意書を提出している場合には、当該地域における協定は不要となることから、市町村森林整備事業計画及び同意書との整合を確認する。

### 2 施行地の森林所有者及び地番を確認し、確認方法並びに結果を調査野帳に記入する。

なお、確認の方法は、「森林組合造林補助金事務取扱例の送付について」(昭和54年7月30日付け林野庁



造林課長通知)に定める「森林所有者等認定及び取扱基準」による。

- 3 対象施行地は、地域森林計画の対象森林等補助事業の要件に適合しているかを確認する。
- 4 植栽作業等のうち農地転用によるものは、「農地法」(昭和27年7月15日法律第229号)第4条第1項に定める農地転用許可について、農地転用許可証の写しにより確認する。
- 5 「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号)第8条第2項に定める農用地区域以外の土地であることを確認する。
- 6 上記4、5のほか、法令の規程による許認可等の要否及びその有無を確認する。
- 7 認定事業の場合は、認定された計画と照合する。
- 8 事業主体が簡易課税制度事業者又は免税事業者を除く森林所有者並びに簡易課税制度事業者又は免税事業者、市町村、財産区及び林業公社を除く法人の場合は、消費税の課税方法を確認する。
- 9 当該造林事業について、「森林法」第10条の5に定める市町村森林整備計画、市町村森林整備事業計画との整合を確認する。
- 10 他の補助事業に規程に抵触しないか確認する。
- 11 「森林環境保全整備事業実施長期育成循環実施の実施について」(平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知最終改正平成23年3月31日付け22林整整第856号)に定める森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業については、森林環境保全整備事業実施要領の運用により確認する。

#### 第12条 使用資材の確認

- 1 種苗(林業の用に供される樹木の繁殖に用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。)をいう。以下同じ。)については、樹種及び本数を納品書、受払簿のほか、「林業種苗法」(昭和45年5月22日法律第89号)第18条に定める生産事業者表示票又は配布事業者表示票等により確認する。
- 2 前項のほか苗木の取扱については、実施要領第4条に基づくものとする。
- 3 広葉樹等その他の「林業種苗法施行令」(昭和45年6月22日政令第194号)第1条に定める樹種以外の種苗及び種苗以外の資材については、商品名、数量等を購入伝票等により確認する。
- 4 森林組合を経由しない資材については、商品名、数量等を納品書、購入伝票等により確認する。  
ただし、その確認のできないものについては、現地検査により確認する。

### 第3章 現地調査

現地調査においては、作業実施状況等が造林関係諸規程の定める採択要件、基準等に適合しているかどうかを確認する。

#### 第13条 施行地の境界

- 1 植栽作業等の施行地として認める最大外周は、原則として、外側の植栽木の樹幹から2メートルの範囲内であり、かつ、地拵えが完了している区域とする。
- 2 保育作業等の補助対象区域は、当該作業と一体として取り扱う樹木を包含する区域とする。

#### 第14条 除地の範囲

- 1 道路敷、岩石地、崩壊地、風衝地、湿地、保護樹林帯等、林木の育成に利用できない林地(以下「植栽不可能地」という。)で、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上あるものは除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。  
なお、天然林の区域がまとまって0.01ヘクタール以上あるものも同様とする。 2 1箇所0.01ヘクタール未満の植栽不可能地を2箇所合わせて0.01ヘクタール以上となるものは、除地としない。

#### 第15条 面積及び位置の確認並びに本数等の調査

- 1 面積及び位置は、造林施業図、森林計画図及び申請の測量成果と照合して行い、査定は調査面積により行う。  
(1) 現地調査を行うすべての施行地においては、2箇所以上の測線長、方位角、高低角を実測し、測量成果と照

合する。

(2) 地球測位システム(GPS)による測量にあつては、その成果を測線長、方位角のデータに変換し、上記(1)と同様の照合を行う。

2 調査の結果、次の各号に掲げる誤差が生じた場合は、調査員は交付申請者に再測量を命じるものとする。

(1) 距離の100分の5、方位角・高低角が2度を越えた場合

(2) 地球測位システム(GPS)により測量したものについても、上記(1)による。

3 この内規に規定する本数調査は、原則として次によるものとする。

(1) 標準地の設定

施行地内の標準地とみなされる任意の場所に、標準地を設定し、原則として標準値内の植栽作業等又は保育作業等に係るすべての実施本数を計測する。

(2) 標準地の面積

標準地の面積は、原則として1辺10メートルの正方形(面積100平方メートル)以上を基準とするが、現地の地形に応じて変更することができる。

(3) 標準地の設定箇所数

標準地の設定箇所数は、交付申請の面積により、原則として次のとおりとする。

ア 0.1ヘクタール以上、3.0ヘクタール未満の場合は、1箇所以上

イ 3.0ヘクタール以上、10.0ヘクタール未満の場合は、2箇所以上

ウ 10.0ヘクタール以上の場合は、3箇所以上

4 1施行地において、適用標準単価が異なる2樹種以上が植栽されている場合又は成立している場合は、原則として樹種区界ごとに本数検査法により行う。

ただし、混植等、これにより難しいときは、実測、測点間の距離測量又は本数比により面積を按分して区分する。

5 次に掲げる造林事業の事業規模は、実施区域面積とする。

(1) 育成単層林整備

ア 整理伐

イ 単層林改良

ウ 保育(天然更新型)

(2) 育成複層林整備

## 第16条 林齢の調査

1 林齢は、当該施行地の植栽時の検査調査書等又は森林簿若しくは伐根の年輪により確認する。

ただし、判定資料のない場合は、立会人等から植栽年度、更新年度等を聴取し、成立木の状況等と合わせて判定する。

2 林齢は、作業実施年度の4月1日現在の林齢とする。

## 第17条 人工造林の調査

1 枯損率は、第15条第3項により調査した内の枯損苗の本数を確認して、枯損本数÷植栽本数により算出する。

2 枯損率が20%を超えるものは、合格と認めないものとする。

3 植栽本数の調査に合格したものについては、調査結果の植栽本数をもって査定本数とする。

4 地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうか確認する。

5 被害地造林については、第15条第3項により改植率(改植本数/被害前成立本数)を確認するとともに災害の種類を判定する。

6 特殊地拵えについては、前4に準ずるが、実施前の状況が確認できる資料等を整備させ、要領に定める要件を満たしていることを確認する。

7 伐採前特殊地拵えについては、前6に準ずる。

## 第18条 保育の調査

- 1 下刈は、雑草木の刈払が植栽木の成育を促進するための適切な作業であるかどうかを確認する。
- 2 雪起こし及び倒木起こしについては、第15条第3項により実施率(実施本数÷成立本数)を判定し、補助対象面積(=区域面積×実施率)を確認する。なお、区域面積は、対象木のある面積とし、同一の施業が可能な区域を単位とする。
- 3 除伐は、不用木の除去が植栽木の生育を促進するための適切な作業であるか、針広混交林へ導入する施業であるかを確認し、当該施業の必要性を写真により確認できない場合にはこれを適用してはならない。

伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分(V 齢級以下(天然林はX II 齢級以下)の林分を除く)で行ったものについては、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。
- 4 間伐は、第15条第3項により間伐率(伐採本数÷伐採前の成立本数)を確認するが、著しい被圧木等は伐採本数に含めないものとする。

間伐率はおおむね30%以上に満たないものは合格と認めない。また、間伐率の上限がおおむね40%以下のもののみ合格とする。
- 5 県総合雪対策計画において指定された特別豪雪地帯市町村に所在する森林及び気象害の発生が明らかに予想される場合の間伐又は除間伐の間伐率については、4の規定にかかわらず、20%以上を合格とする。
- 6 「玉切」及び「玉切・整理」を適用する場合は、施行地面積又は伐採本数の8割に満たないものは合格と認めない。
- 7 「玉切・整理」を適用する場合は、その必要性について整理し、必要性の乏しい箇所についてはこれを適用してはならない。

なお、必要性があると認められる箇所は以下のとおりとする。

  - ①伐採木の流出等により公共施設等への被害が予想される、人家・道路・河川等の上側おおむね100mの箇所
  - ②間伐推進の観点からPR効果が高く、かつ保全対象施設が存在する車道からおおむね100mの箇所
  - ③実施後、伐採木のおおむね8割の有効利用が予定されている箇所
  - ④その他必要と認められる場合
- 8 枝打ち及び枝払いは、公益的機能の増大等に資するために適切な作業であり、かつ残存木の60%以上実施されていること及び実施高さ等を確認する。実施幅は2m程度以上の幅で実施させ、同一の作業区分で複数回補助を受けることのないよう指導する。
- 9 間伐等における伐採木の搬出材積については、はい積写真、検知野帳、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。

## 第19条 育成複層林の調査

- 1 抜き伐りは、支障木の伐採・あばれ木等の伐倒・除去等が下層木の植栽・育成等のための適切な作業であり、第15条第3項により抜き伐り率(伐採本数÷伐採前の成立本数)及び搬出率(搬出本数÷伐採本数)を確認する。

なお、抜き伐り率についてはおおむね30%、搬出率についてはおおむね80%に満たない場合は合格と認めない。
- 2 枝払いは、第20条第10項に準ずるものとし、下層木の植栽・育成等のための適切な作業であるかどうかを確認する。
- 3 樹下植栽は、第19条に準ずるものとし、第15条第3項により上層木及び下層木の成立本数を判定し、以下により補助対象面積を確認する。

ア 点状の受光伐が実施されている場合、補助対象面積は区域面積とする。

なお、地拵えの補助対象面積は実面積(下層木成立本数÷(上層成立本数+下層成立本数))とする。

イ 带状の受光伐が実施されている場合、補助対象面積は実面積(区域面積×伐開率)とする。
- 4 育成複層林保育については、第15条第3項により上層木及び下層木の成立本数を判定し、以下により補助対象面積を確認する。

ア 点状の受光伐による複層林の場合、補助対象面積は実面積(下層木成立本数÷(上層成立本数+下層成立本数))とする。

イ 帯状の受光伐による複層林の場合、4のイにより算出した面積とする。

#### 第20条 長期育成循環整備の調査

1 更新伐は、下層木の導入・育成に適切な伐採において、第15条第3項により算出した伐採率(伐採本数÷伐採前成立本数)が個別林分型は40%以下とする。

2 帯状(群状)の更新伐の場合、伐採幅が隣接する樹高の2倍を超えていないかどうかを確認する。

3 樹下植栽は、第19条に準ずるものとし、第15条第3項により上層木及び下層木の成立本数を判定し、以下により補助対象面積を確認する。

ア 点状の更新伐が実施されている場合、補助対象面積=区域面積とする。

なお、地拵えの補助対象面積は実面積(下層木成立本数÷(上層成立本数+下層成立本数))とする。

イ 帯状(群状)の更新伐が実施されている場合、補助対象面積は実面積(区域面積×伐採率)とする。

4 保育については、以下により補助対象面積を確認する。

ア 点状の更新伐が実施されている場合、補助対象面積は実面積(下層木成立本数÷(上層成立本数+下層成立本数))とする。

イ 帯状(群状)の更新伐が実施されている場合、補助対象面積は3のイにより算出した面積を使用する。

#### 第21条 育成単層林及び育成複層林の整理伐、改良の調査

1 整理伐(天然林)は、伐採が天然林を質的・構造的に改善するための適切な作業であるかどうかを確認するとともに、第15条第3項により伐採率(伐採本数÷伐採前の成立本数)がおおむね70%以上であることを確認する。

2 人工林整理伐は、天然更新を図るための適切な作業であるかどうかを確認するとともに、第15条第3項により伐採率(伐採本数÷伐採前の成立本数)が50%以下であることを確認する。

3 改良は、優良な天然林の育成のための適切な作業であるかどうかを確認するとともに、次の事項を確認する。

ア 地表かき起こしにあつては、実施率を確認する。

イ 植栽等を伴う場合は、第19条に準ずる。

ウ 不用木の除去・不良木淘汰・不用萌芽の除去にあつては、第15条第3項により本数を確認するとともに、第2018条第4項により実施率を確認する。

なお、事前に整理伐の補助を受けた施行地の補助対象面積は、育成複層林の実面積の取扱いに準ずる。

エ 前ウの不良木淘汰の抜き伐り率は、第2018条第4項に準ずる。

オ 複層林改良の不良木淘汰について、1に準じて伐採木が天然更新の支障とならないよう整理してあることが確認できる場合は、受光伐の標準単価を適用できるものとする。

#### 第22条 森林作業道等の調査

森林作業道等の調査は別に定める森林作業道作設指針、及び長野県森林作業道作設マニュアルに基づいて開設されているか調査を行う。

なお、調査は始点及び終点の状況を確認するとともに、延長の概ね300mに1ヵ所以上点間距離、幅員及び地山勾配について実測する。

#### 第23条 鳥獣害防止施設等の調査

1 防護柵については、野生鳥獣の移動の制御等を達成できる構造であることを、実測図構造図等を提出させるなどして、下記により確認する。

区分	規格等
----	-----

高さ	1.8m以上
網の目合	半目15cm以下
網の材質	ステンレス入り等で強度を有するもの

2. 忌避剤については、第15条第3項によりヘクタール当たりの実施本数を調査し、基準本数(3,000本/ha)との比率をもって実施率(実施本数÷3,000本)を判定し、補助対象面積(=区域面積×実施率)を確認する。また、薬剤の使用量を伝票等で確認するほか、水和剤については施工中の写真も提出させるなどし、施行状況を確認する。なお、薬剤の標準使用量は下表とする。

種類	仕様	備考
水和剤	12リットル/ha	3倍液
塗布剤	3,000g/ha	

- 3 食害防止チューブ及びクマ剥皮防止テープについては、2に準じて補助対象面積を確認する。

#### 第24条 樹下植栽等の調査

- 1 地拵え、植付け、播種及び施肥の検査は、第19条及び第22条から第23条までの当該規定を準用する。
- 2 不良木の淘汰及び不用萌芽の除去の検査は、第23条の規定を準用する。
- 3 地表かき起こしの検査は、第23条の規定を準用する。

#### 第25条 実行経費補助にかかる事業の調査

実行経費補助にかかる事業の補助については、林業経営構造対策事業・治山事業等に準じた設計を指導するとともに、これらの事業に準じて検査をおこなう。

第26条 農山漁村地域整備交付金効果促進事業の確認農山漁村地域整備計画に定める目標及び指標の達成に必要な整備であることを確認する。

### 第4章 間接費の取扱い

#### 第27条 間接費の取扱い

- 1 実施主体が、造林事業を実施する場合の事業主体毎の要件及び間接費を補助対象に加算することの可否については、実施主体が採用する事業実施形態及び作業実施形態により次のとおり区分する。

- (1) 実施主体自らが所有する森林(以下「自己所有森林」という。)において、実施主体の直営労働力、家族(実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団(同居親族)及び余所に下宿している子供等(他家族員)を含む。)、従業員、構成員等を使用し又は特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、その他に自らが依頼し若しくは森林組合及び森林組合連合会以外の者に請け負わせて実施する場合(以下「自力等」という。)は、事業主体は当該実施主体とするが、雇用契約等の有無により現場監督費及び社会保険料等の間接費が補助対象となる。
- (2) 市町村が、自己所有森林において、自力等により実施する場合は、事業主体は当該市町村とするが、雇用契約等の有無により現場監督費及び社会保険料等の間接費が補助対象となる。
- (3) 実施主体が、自己所有森林において、自力等により実施する場合であっても、次に掲げるア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たす場合は、事業主体は森林組合等の当該受託者とし、短期受託造林又は長期受託造林として認め、間接費を補助対象に加算することができる。

ア 自己所有森林以外の造林事業の作業に実施主体が従事した事業量(面積又は箇所数若しくは日数。以下同じ。)が過半を占めること又は自己所有森林の造林事業の作業に当該実施主体以外の者が従事した事業量が過半を占めること。

ただし、過半に該当するか否かを判断する期間は1会計年度とし、当該年度途中の補助金の交付に当たっては、同過半に該当することが確実と認める場合に限るものとする。

なお、県が災害の発生等からやむを得ないと認める場合は、自己所有森林の造林事業の作業に従事に

ついて、特例的な取扱いを認めることができる。

- イ 森林組合等の受託者が、補助金の交付申請及び受領、測量(全体周囲、立木調査等)、その他造林事業に必要な事務等を実施していること
  - ウ 森林組合等の受託者が直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合には、当該受託者が、雇用契約書、出役簿、賃金台帳のほか、作業指示、現場監督、安全管理等の現場管理の実施に係る業務日誌等を整備保存していること並びに関係法令で義務づけられている造林事業に係る雇用保険、労災保険等の社会保険料等を支払っていること。
  - エ 森林組合等の受託者が外部に施業を請け負わせて実施した場合には、当該受託者が請負契約書、請負事業完了届を整備保存していること及び第3章第9条第1項第4号及び同章第10条第1項第4号に掲げる施業仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- (4) 森林組合及び森林組合連合会が、「分収林特別措置法」(昭和33年法律第57号)第2条に定める分収林契約に基づいて造林者若しくは造林費用負担者又は育林者若しくは育林費用負担者として分収造林又は分収育林を行う場合は、事業主体及び森林所有者はそれらの森林組合及び森林組合連合会とし、森林整備法人等造林に準じて雇用契約等の有無により現場監督費及び社会保険料等の間接費が補助対象となる。
- 2 森林作業道等の開設又は改良については、雇用契約等の有無により現場監督費及び社会保険料等の間接費が補助対象となる。
- 3 間接費の調査について
- (1) 現場監督費については、実作業者の雇用形態が有る場合を確認の上、計上することができる。
  - (2) 社会保険料については、施行地ごとに事業従事した各現場労働者について、一定率以上支出している場合を対象とする。
- 4 森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業については、運用のとおりとする。

#### 附則

この内規は、平成24年度第5回目申請の事業から適用する。

## 地域で進める里山集約化事業交付金交付要綱

資料2

平成20年3月28日付け 19林振第686号林務部長通知  
改正：平成21年3月17日付け 20信木第695号林務部長通知  
改正：平成25年3月26日付け 24信木第504号林務部長通知

### (趣旨)

第1 この要綱は、里山の森林整備の推進を図るため、市町村、区・集落などの自治会組織及び知事が適当と認める林業者等の組織する団体（以下「市町村長等」という。）が行う地域で進める里山集約化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類、経費及び交付額等)

第2 第1に規定する交付金の交付の対象となる事業の種類、経費及びこれに対する交付額などは、次のとおりとする。

事業の種類	経費	交付額	種別
地域で進める里山集約化事業交付金	市町村等が「地域で進める里山集約化事業」の実施に要する経費	左に掲げる経費に要する交付額は、1ha当たりの施業同意取得人数を考慮し、別に定める。	交付金

第3 次の各号に掲げる事項は、交付金交付の条件とする。

- (1) 事業実施地は、原則として事業終了年度の翌年度末までに間伐等の森林整備を実施すること。
- (2) 前号に規定する森林整備の実施が成されないときは、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 知事は、第1号から前号までに掲げるもののほか、交付金の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

### (予定調書の提出)

第4 地域で進める里山集約化事業を実施しようとする市町村長は、別に定めるところにより、予定調書を知事に提出するものとする。

### (交付申請書)

第5 規則第3条に規定する申請書は、地域で進める里山集約化事業交付金交付申請書によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は別に定める。
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は別に定める。

(交付金交付の請求)

第6 交付金の交付を請求しようとするときは、地域で進める里山集約化事業交付金交付請求書によるものとする。

(事業に伴う関係書類等)

第7 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、事業に係る証拠書類を整理保管しておくものとする。

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由)

第9 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。



## 地域で進める里山集約化事業実施要領

平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林振第 687 号林務部長通知

改正：平成 21 年 3 月 18 日付け 20 信木第 696 号林務部長通知

改正：平成 25 年 3 月 26 日付け 24 信木第 505 号林務部長通知

### (趣旨)

第 1 この要領は、地域で進める里山集約化事業（以下「事業」という。）の実施について、地域で進める里山集約化事業交付金交付要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 林振第 686 号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第 2 この事業の交付金交付対象者は、市町村とする。ただし、市町村が交付を受けられないときは、直接事業実施主体へ交付することができるものとする。

### (事業実施主体)

第 3 この事業の事業実施主体は、次の各号のとおりとする。

(1) 区、集落等の自治会組織、森林整備委員会などの自治会組織内に設置されている森林関係の組織、森林所有者で構成する協議会、生産森林組合及び林野利用農業協同組合。

(2) 前号に掲げるものの他、森林組合、林業事業体、林業者等で組織する団体等。

ただし、この場合、事業を行う森林の存する地域の協力体制が確保されていると地方事務所長（以下「所長」という。）が認めるものに限る。

### (対象森林)

第 4 この事業の対象となる森林は、「みんなで支える里山整備事業」により森林整備を実施する森林（森林作業道・搬出材仮置場等を含む）で次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 所有形態が零細であり、かつ境界が不明確である私有林（森林所有者の 1 者が対象森林の過半を占める場合を除く。）

(2) この事業の実施の翌年度末までに、必要な森林施業を完了することができる森林

### (事業の採択条件)

第 5 この事業を実施する条件は、第 4 の各号の要件を満たす森林のうち、施業を行う上で一体的なまとまりのある区域（以下「団地」という）において、森林所有者の施業同意取得面積（ha）の合計が 10ha 以上又は施業の同意を取得する森林所有者数が 10 名以上の場合とする。

ただし、森林整備地域活動支援交付金（以下「支援交付金」という。）の採択要件を満たす森林については支援交付金を活用するものとし、この事業の対象としない。

#### (交付金の額)

第6 交付金の額は、本事業を行うため設定する団地内の施業同意取得人数(実人数)を施業同意取得面積(ha)(以下「取得面積」という)で除した1ha当たりの施業同意取得人数(少数点第2位切捨て)が5人未満の場合は15,000円、5人以上10人未満の場合は24,000円、10人以上の場合は30,000円に取得面積を乗じた額とする。

#### (交付金の使途)

第7 交付金の使途は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 集約化を進めるために必要な経費
- (2) 森林整備を進めるために必要な経費
- (3) 地域住民が、森林や森林整備への理解や関心を高めるために必要な経費

#### (予定調書)

第8 市町村長は、翌年度に要綱第2に規定する事業を実施しようとするときは、その事業量について、前年度の12月25日までに予定調書(様式第1号)を作成し、所長に提出するものとする。

なお、平成25年度事業に係る予定調書の提出期限については、別に定める。

2 所長は、市町村長から提出された予定調書について、その計画性等を検討のうえ、管内の予定総括表(様式第2号)を作成し、1月20日までに、市町村が作成した予定調書を添えて、林務部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

なお、平成25年度事業に係る予定総括表の提出期限については、別に定める。

#### (事業実施の内示)

第9 部長は、第8の2項により提出された予定総括表に基づき、毎年度の予算措置の状況を勘案して、所長に対し、事業量及び交付金の額の内示をするものとする。

#### (事業計画)

第10 事業実施主体は、要綱第2に規定する事業を実施しようとするときは、地域で進める里山集約化事業計画書(様式第3号)を市町村長を経由して、所長へ提出するものとする。

2 所長は、前項に規定する計画書の提出があったときは、要綱及び実施要領の規定に基づき内容を審査の上、内示の状況に応じて事業の実施の適否を決定するものとする。

3 所長は、前項の規定により適否を決定したときは、市町村長を経由して事業実施主体に通知するとともに、事業箇所決定報告書(様式第6号)を部長に提出するものとする。

#### (事業の変更)

第11 事業実施主体は、第10第3項に規定する通知の後、集約化面積の増及び30%以上の減、また、1ha当たりの施業同意取得人数に変更が生じる場合は、地域で進める里山集約化事業変更計画書(様式第7号)により、市町村長を経由して所長に提出するも

のとする。

- 2 所長は、前項で規定する変更計画書の提出があった場合は、要綱及び実施要領の規定に基づき内容を審査の上、変更の適否を決定し、市町村長を経由して事業主体に通知するとともに、事業箇所変更報告書（様式第6号）を部長に提出するものとする。
- 3 所長は、前1項の変更計画書の提出により、交付金の内示額に増減が生じるときは、速やかに部長と協議をするものとする。

#### （状況報告）

- 第12 市町村長は、市町村内で実施する事業の遂行状況を事業実施年度の10月31日現在で取りまとめを行い、地域で進める里山集約化事業遂行状況報告書（様式第9号）により当該年度の11月10日までに所長に提出するものとする。
- 2 所長は、管内の執行状況を取りまとめのうえ、速やかに部長に報告するものとする。

#### （交付金の交付申請）

- 第13 市町村長は、事業実施主体に対する交付金の支払いが完了したときは、地域で進める里山集約化事業交付金交付申請書（様式第11-1号）を所長に提出するものとする。
- 2 第2のただし書きによる場合にあつては、事業実施主体は、事業が完了したときに、地域で進める里山集約化事業交付金交付申請書（様式第11-2号）を所長に提出するものとする。
- 3 所長は、必要に応じて、第1項及び前項に規定する申請書の提出期限を定めることができる。

#### （調査）

- 第14 所長は、第13に規定する申請書の提出があつたときは、調査員を任命し、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。
  - (1) 市町村の事業執行に関する事務手続きの確認
  - (2) 施業同意書（様式第12号）
  - (3) 1ha当たり施業同意人数及び同意面積の確認
  - (4) 事業実施主体の集約化関係書類の確認
  - (5) 事業対象森林の現地の確認
  - (6) その他事業に係る事項の確認
- 2 所長は、前項に規定する調査を実施したときは、地域で進める里山集約化事業調査調書（様式第13号）を作成するものとする。

#### （交付金の額の確定）

- 第15 所長は、第14第1項に規定する調査の結果に基づき、交付金の額の確定（様式第14号）をするものとする。
- 2 所長は、前項の規定により交付金の額の確定をしたときは、速やかに地域で進める里

山集約化事業実施報告書（様式第 15 号）を部長に提出するものとする。

（交付金の請求）

第 16 第 13 に規定する申請者が、要綱第 6 に規定する交付金交付の請求を行おうとするときは、地域で進める里山集約化事業交付金交付請求書（様式第 16 号）を所長に提出するものとする。

（事業の中止）

第 17 事業実施主体は、第 10 第 3 項に規定する通知の後、やむを得ない事由により、集約化事業を中止しようとするときは、速やかに地域で進める里山集約化事業中止届出書（様式第 17 号）により市町村長を経由して所長に提出するものとする。

2 所長は、前項で規定する届出書の提出があった場合は、内容を審査し、やむを得ないと認められる場合は、これを受理し、事業実施主体に対し市町村長を経由して通知するとともに、部長へ報告するものとする。

3 所長は、前 1 項の届出により、交付金の内示額に増減が生じるときは、速やかに部長と協議をするものとする。

（施業の実施）

第 18 事業実施主体は、この事業の実施の翌年度末までに、施業同意書を取得した森林の施業を完了することに努めること。

（施業完了届）

第 19 事業実施主体は、施業同意書を取得した全ての森林の施業が完了した日又はこの事業実施の翌年度 3 月 31 日のいずれか早い日に、地域で進める里山集約化事業施業完了届（様式第 20 号）を、市町村長を経由して所長に提出するものとする。

（交付金の返還）

第 20 第 19 に規定する期日を経過しても施業の実施が見込めない場合、所長は事業実施主体に当該交付金の全部若しくは一部を県に返還させることができる。ただし、施業の遅延が災害その他やむを得ない事由による場合にあっては、返還額の一部又は全部を減免することができる。

（その他）

第 21 所長は、必要に応じ、別に定める「みんなで支える森林づくり地域会議」へ、この事業の実施状況等の報告をするものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年度の事業から適用する。

## 林業再生総合対策事業補助金交付要綱

平成21年9月7日長野県告示第450号

平成22年5月31日長野県告示第319号(最終改正)

### (趣旨)

第1 この要綱は、森林資源の有効利用を図り、林業の活性化を目的とする総合的な活動を推進するため、林業再生総合対策事業を行う団体の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

ア 補助金額の増額

イ 別表の1から3までの経費相互間における流用

(2) 補助事業(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業(別表の3に掲げる事業に限る。)により整備した施設については、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該施設の全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補助事業(別表の2及び4に掲げる事業に限る。)を実施した林地については、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該林地の全部又は一部が転用されたとき(当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設置した林地以外の用途に転用する場合を含む。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請は、林業再生総合対策事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)

事業計画書、収支予算書その他知事が特に必要と認める書類

(2) 別表の3及び4に掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業に限る。)

実行調書、実行内訳書、事業位置図、実測図、事業費精算書その他知事が特に必要と認める書類

3 前項の書類の提出期限は、別に定める。

### (変更承認申請書等)

第5 第3第1項第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3第1項第1号の場合  
林業再生総合対策事業変更承認申請書
- (2) 第3第1項第2号の場合  
林業再生総合対策事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書

（交付申請書の取下げの期限）

第6 規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げは、当該補助金の交付決定の日から15日以内に知事に対して行うものとする。

（実績報告書等）

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書（別表の1から3に掲げる事業（同3の（3）に掲げる事業を除く。）に限る。）は、林業再生総合対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類（別表の1から3に掲げる事業（同3の（3）に掲げる事業を除く。）に限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が特に必要と認める書類

3 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第8 補助事業者が補助金交付の請求（概算払を含む。）をしようとするときは、林業再生総合対策事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

（申請書等の様式）

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（申請書等の経由）

第10 補助事業者等が、規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

(別表) (第2関係)

事業の種類	経費	補助率
1 林業再生協議会活動推進事業	<p>森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化・再生要綱」という。）第5の規定による地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 協議会の設立・運営</p> <p>(2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査</p> <p>(3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整</p> <p>(4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ</p> <p>(5) 地域材の利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組</p> <p>(6) その他事業実施に必要な事業</p>	10分の10以内
2 林業再生境界明確化事業	<p>集落協議会（加速化・再生要綱第5第1項第4号の規定により設置された地域協議会の部会として、補助事業を実施するための連絡調整等を行う協議会をいう。以下同じ。）の構成員のうち、多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の承認を受けた市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体その他知事が認める者が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 境界明確化に向けた事前調査</p> <p>(2) 境界明確化現地調査</p> <p>(3) 間伐等の実施に向けた成果の整理</p>	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。
3 林業再生基盤整備事業	<p>集落協議会の構成員のうち、集約化実施計画の承認を受けた市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立するとともに、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域に公表している事業者をいう。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託している者に限る。）その他知事が認める者が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 中核作業道整備及び関連条件整備活動</p> <p>(2) 基幹作業道整備及び関連条件整備活動</p> <p>(3) 作業路整備及び関連条件整備活動</p>	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。
4 集落林整備事業	<p>集落協議会の構成員のうち、集約化実施計画の承認を受けた市町村、森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、林業経営体その他知事が認める者が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 侵入竹の除去及び関連条件整備活動</p> <p>(2) 森林病虫害防除及び関連条件整備活動</p> <p>(3) 広葉樹林等の再生及び付帯施設整備並びに関連条件整備活動</p> <p>(4) 修景等環境保全及び関連条件整備活動</p>	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。

# 林業再生総合対策事業実施要領

平成21年 9月 7日 21信木第371号

平成22年 5月 31日 22信木第189号

平成22年 12月 10日 22信木第643号

## 第1 趣旨

この要領は、林業再生総合対策事業（以下「補助事業」という。）の実施について、補助金交付規則（昭和34年長野補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び林業再生総合対策事業補助金交付要綱（平成21年長野県告示第450号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域協議会 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化・再生要綱」という。）第5の規定による地域協議会をいう。
- (2) 集落協議会 加速化・再生要綱第5第1項第4号の規定により設置された地域協議会の部会組織としての協議会で、補助事業を実施するための連絡調整等を行う協議会をいう。
- (3) 林業再生団地 多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の承認を受けた区域のうち、補助事業の目的を達成するために、所定の基準を満たして設定される団地をいう。

## 第3 事業区分等

事業区分、採択基準、補助対象経費については、別表のとおりとする。

## 第4 事業実施計画等

- 1 補助事業を実施する者は、原則として事業の着手前に集約化実施計画の承認を受けることとし、その取扱いは集約化推進計画等運用要領（平成22年4月22日付け22信木第69号林務部長通知）によることとする。

ただし、集落林整備事業を実施する場合、改正前の本要領に基づく林業再生事業計画の認定を受けた林業再生団地に限り、集約化実施計画の承認を受けたものとみなし取り扱うこととする。

### 2 事業実施計画書の作成

#### (1) 事業実施計画

補助事業を実施しようとする者は、別に定める林業再生団地設定基準（平成22年5月31日22信木第190号林務部長通知。以下「認定基準」という。）の基準を満たしている団地において、集落協議会の了承を得て、林業再生総合対策事業実施計画（様式第1号。以下「実施計画」という。）を作成し、様式第2号により所轄する地方事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

#### (2) 事業実施計画総括

所長は、前(1)により提出のあった実施計画について、林業再生総合対策事業実施計画総括（様式第1号。以下「実施計画総括」という。）にまとめ、林務部長（以下「部長」という。）に提出するもの



とする。

(3) 提出期限

前(1)及び(2)の提出期限は別に定める。

(4) 林業再生団地等の変更

林業再生総合団地及び集落協議会について、次に掲げる変更を行った場合は、前(1)及び(2)に準じて行うものとする。

ア 林業再生団地の面積の変更(測量等の実施に伴う変更を除く)

イ 集落協議会の規約、構成員の変更

ウ 事業の種類を追加又は廃止

エ 事業主体の追加

## 第5 事業の内容

1 補助金交付の対象となる事業の内容は、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領(平成21年5月29日21林整計第88号林野庁長官通知。以下「加速化要領」という。)及び森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について(平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知)に定めのあるもののほか、次のとおりとする。

2 林業再生境界明確化事業については、別に定める林業再生明確化事業実施基準(平成21年9月7日21信木第373号林務部長通知)によることとする。

3 林業再生基盤整備事業については、別に定める林業再生基盤整備事業実施基準(平成21年9月7日21信木第374号林務部長通知)によることとする。

4 集落林整備事業については、以下のとおりとする。

(1) 森林病虫害防除については、松くい虫及びカシノナガキクイムシ対策を補助対象とする。

(2) 広葉樹林等整備については、以下のとおりとする。

ア 広葉樹林又は針広混交林の再生のための播種及び植付の対象となる樹種は、クヌギ、ナラ、シラカンバ、ケヤキ、イヌエンジュ、キハダ、ブナ、ホオノキ、クリ、ミズメ、トチノキ、カツラ、ハリギリ、サクラ、サワグルミ、スギ、ヒノキ、サワラ、アカマツ、カラマツ、モミ、トウヒ、その他知事が適当と認める樹種とし、植付の場合の本数は1ヘクタールあたり1,500本以内とする。

イ 「その他知事が必要と認める樹種」とは、前アに規定されている樹種以外のもので、補助事業の目的を達成するために所長が適当と認めるものに限るものとする。

ウ 付帯施設整備については、鳥獣防護柵の設置等、鳥獣害を防止するための次に掲げる作業とする。

(ア) 防護柵

(イ) 忌避剤(塗布剤)

(ウ) 忌避剤(水和剤)

(エ) 食害防止チューブ

(オ) クマ剥皮防止テープ

エ 付帯施設整備を実施する場合は、間伐材等の現地発生材の使用に努めるものとする。

## 第6 定額単価

1 要綱別表中、知事が定める額については、毎年度、事業ごとに知事が定める単価(以下「定額単価」という。)とし、次によることとする。

(1) 林業再生境界明確化事業は1ヘクタールあたり45,000円とする。

(2) 林業再生基盤整備事業

ア 中核作業道及び関連条件整備活動については、1メートルあたりの単価を路線ごとに定めることと

し、その上限を50,000円とする。ただし、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について(平成22年9月10日閣議決定)に基づき、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用して実施する森林・林業再生緊急対策(以下「森林・林業再生緊急対策」という。)については、その上限を25,000円とする。

イ 基幹作業道及び関連条件整備活動については、1メートルあたりの単価を路線ごとに定めることとし、その上限を14,000円とする。

ウ 作業路及び関連条件整備活動については、1メートルあたり2,000円とする。

### (3) 集落林整備事業

ア 侵入竹の除去については、1ヘクタールあたりの単価を別に定めることとし、その上限を300,000円とする。

イ 森林病虫害防除については、森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年5月20日告示第404号)に基づき知事が定める1立方メートルあたりの単価を準用することとし、その上限を40,000円とする。

ウ 広葉樹林等の再生については、1ヘクタールあたりの単価を別に定めることとし、その上限を500,000円とする。ただし、付帯施設整備については、上限を300,000円とする。

エ 修景等環境保全については、1ヘクタールあたりの単価を別に定めることとし、その上限を125,000円とする。

2 前1により定める定額単価は、100円未満を切り捨てるものとする。

## 第7 事業実施の内示等

### 1 事業内示

(1) 部長は、第4の2(2)により提出された実施計画総括に基づき、林業再生総合対策事業総括表(様式第4号)を作成し、所長に対し、当該年度に係る事業量及び事業費の内示をするものとする。

(2) 所長は、前(1)による内示があった場合は、補助事業のうち林業再生協議会活動推進事業、林業再生境界明確化事業及び林業再生基盤整備事業(作業路整備及び関連条件整備活動を除く。)について、規則第2条に規定する補助事業者(以下「補助事業者」という。)に内示を行うものとする。

### 2 事業実施通知

所長は、前1(1)による内示があった場合は、補助事業のうち林業再生基盤整備事業(作業路整備及び関連条件整備活動に限る。)及び集落林整備事業について、補助事業者に事業実施通知をするものとする。

3 所長は、前1(1)の事業内示及び前2の事業実施通知を行った場合は、その結果を集落協議会に通知(様式第5号)するものとする。

## 第8 林業再生協議会活動推進事業、林業再生境界明確化事業及び林業再生基盤整備事業(作業路整備及び関連条件整備活動を除く。)の実施方法

### 1 補助金交付申請及び交付決定

(1) 内示を受けた補助事業者は、林業再生総合対策事業補助金交付申請書(様式第6号)に次の関係書類を添付して所長に提出するものとする。

ア 事業計画書(様式第7号)

イ 林業再生境界明確化事業にあつては、実施計画内訳書(様式7-2)

ウ 林業再生基盤整備事業にあつては、事業費内訳書(様式7-3)

エ 収支予算書(様式第8号)

オ 設計書（林業再生基盤整備事業に限る。）

カ 林業再生境界明確化事業及び林業再生基盤整備事業にあつては位置図

キ その他所長が必要と認める書類

- (2) 補助金交付申請を行う場合の事業量の単位は、林業再生境界明確化事業にあつては少数第2位（第3位切り捨て）とし、林業再生基盤整備事業については、整数（少数第1位切り捨て）とする。
- (3) 所長は、補助金交付申請のあつた事業のうち、林業再生基盤整備事業については、内容を審査し、適当と認められる場合は、以下により算出した結果を第6の1(2)に規定する路線ごとに定める定額単価（以下、「路線定額単価」という。）として決定するものとする。  
ア 路線定額単価 = 事業費 / 延長  
イ 路線定額単価は、前アで算出された結果の100円未満を切り捨てる。
- (4) 所長は、前(3)により決定した路線定額単価を様式第9号により補助事業者へ通知するとともに、様式第10号により部長に報告するものとする。
- (5) 所長は、前(1)により補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査のうえ、要綱第3及び本要領第10に規定する当該交付条件を付して様式第11号により補助金の交付決定を行うものとする。

## 2 早期着手

- (1) 補助事業者は、前1(5)による補助金の交付決定の前に補助事業に着手することはできない。  
ただし、第7の1(2)の内示を行った事業で、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定前に補助対象となる事業の着手（以下「早期着手」という。）をすることができる。  
ア 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けること。  
イ 事業の性格上又は他の事業と関連し、早期に着手する必要があること。
- (2) 補助事業者は早期着手を必要とするときは、林業再生総合対策事業早期着手協議書（様式第12号）を所長に提出するものとする。
- (3) 所長は、前項の協議があり、前(1)のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して、様式第13号により同意するものとする。  
ア 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、補助事業者が負うこと。  
イ 事前協議した事業費及び補助金等は、補助金交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 所長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告（様式第14号）を部長に提出するものとする。

## 3 事業の変更

事業の変更は次の区分ごとに必要な手続きを行うものとする。

- (1) 要綱第3第1項第1号のア及びイに該当する場合は、重要変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。  
ア 補助事業者は、変更の必要が生じたときは、速やかに林業再生総合対策事業変更承認申請書（様式第15号）を所長に提出するものとする。  
イ 所長は、アの申請があつたときは、様式第16号により林務部長に協議を行い、同意を得たうえで様式第17号により変更承認を行なうとともに、必要な場合は変更内示をするものとする。  
ウ 所長は、前イによる変更承認を行った事業のうち、林業再生基盤整備事業について、前1(3)に規定する路線定額単価を変更する必要があると認める場合は、当該路線定額単価を変更し、様式第9号により事業体へ通知するとともに、様式第10号により林務部長に報告するものとする。  
エ 補助事業者は、前イの変更内示があつたときは、林業再生総合対策事業補助金変更交付申請書（様式第18号）を所長へ提出するものとする。

オ 所長は、前ウの申請があったときは、内容を審査のうえ補助事業者に補助金の変更交付決定（様式第19号）を行うものとする。

(2) 前(1)に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

ア 補助事業者は、速やかに林業再生総合対策事業変更報告書（様式第20号）を所長に提出するものとする。

#### 4 事業の中止、廃止、完了期限延長

(1) 要綱第3第1項第2号に規定する事業の中止、廃止、完了期限延長は、林業再生総合対策事業中止（廃止・完了期限延長）承認申請書（様式第21号）を所長に提出し、所長はこれを部長に提出するものとする。

(2) 部長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するものとする。

#### 5 交付申請の取下げ

(1) 要綱第6に規定する補助金交付申請の取下げは、林業再生総合対策事業補助金取下げ承認申請書（様式第22号）を所長に提出し、所長はこれを部長に提出するものとする。

(2) 部長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するものとする。

#### 6 実績報告

要綱第7に規定する実績報告は、林業再生総合対策事業実績報告書（様式第6号）によることとし、次の書類を添付して所長に提出するものとする。

ア 事業実績書（様式第7号）

イ 収支決算書（様式第8号）

ウ 林業再生境界明確化事業にあつては、事業実績内訳書（様式第7-2号）及び成果品（付属図を含む）

エ 林業再生基盤整備事業にあつては、事業費内訳書（様式第7-3号）及び出来高設計書（付属図を含む）

オ その他所長が必要と認める書類

#### 7 確定調査

(1) 所長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、調査員を任命し、別に定める林業再生総合対策事業調査内規（平成21年9月7日21信木第375号林務部長通知。）により、速やかに調査するものとする。

ア 要綱第7に基づく実績報告書（様式第6号）

イ 補助金の概算払請求書（様式第26号）ただし、第8の10の(2)のただし書によるものを除く。

(2) 調査員は、前項の調査を実施したときは、林業再生総合対策事業完了（出来高）調査調書（様式第23号）を作成するものとする。

#### 8 補助金の算出

林業再生境界明確化事業及び林業再生森林基盤整備事業については、林業再生総合対策事業補助金決定調書（様式第24号）を作成し、以下の計算により算出する定額事業費と補助事業の実施に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い額を補助金額として決定する。

(1) 定額事業費の算出

ア 定額事業費は以下により算出する。

(ア) 林業再生境界明確化事業にあつては、定額単価に面積を乗じて算出する。

(イ) 林業再生基盤整備事業にあつては、路線定額単価に延長を乗じて算出する。

イ 定額事業費（林業再生基盤整備事業にあつては路線ごとに算出）は、アで算出された結果の100円未満を切り捨てる。

## (2) 実行経費の算出

ア 実行経費は、事業の実施に必要な経費とし、第3別表に掲げる経費の積み上げとする。

イ 関連条件整備活動に係る実行経費については、当該事業の整備に必要な活動として明らかにできるもの限り、その内容は、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費とする。

ウ 加速化要領第1の別表1の16の規定による市町村指導等事業費については、各経費の積み上げとし、その内容は、人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費とする。

エ 実行経費は、前アからウで算出された経費の合計の100円未満を切り捨てる。

## 9 補助金の確定

所長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて補助金の確定（様式第25号）をするものとする。

## 10 補助金の請求

(1) 要綱第8に規定する補助金交付の請求（概算払を含む）は、様式第26号により所長に提出するものとする。

(2) 要綱第8に規定する概算払の請求額は、出来高に対する補助金相当額の90パーセント以内の額とする。

ただし、林業再生協議会活動推進事業については、補助金相当額の100パーセント以内とする。

## 第9 林業再生基盤整備事業（作業路整備及び関連条件整備活動に限る。）及び集落林整備事業の実施方法

### 1 事業の変更

(1) 補助事業者は、第7の2の通知のあった事業の種類ごとの事業量を大幅に変更しようとするときは、あらかじめ所長に協議（様式第27号）するものとする。

(2) 所長は、第7の1の内示を受けた事業費の増額をしようとするとき、又は、各事業の種類間の事業費の流用をしようとするときは、林業再生事業変更総括表（様式第4号）に、変更しようとする数量を上段に朱書のうえ、変更理由を添付し、あらかじめ部長に協議（様式第28号）するものとする。

(3) 部長は、前(2)の協議があった場合、やむを得ないと認められるときは、変更内示を行うものとする。

(4) 所長は、前(3)の変更内示があった場合及び前(1)により協議があり、かつ、前(2)に規定する変更該当しない場合については、協議があった補助事業者に対し、事業の変更通知をするものとする。

### 2 補助金交付申請

(1) 補助事業者は、原則として事業の終了後速やかに、林業再生総合対策事業補助金交付申請書（様式第29号）に次の関係書類を添付して地方事務所に提出するものとする。

ア 実行調書（様式第30号）

イ 実行内訳書（様式第30-2号、様式第30-3号、様式第30-4号）

ウ 事業地位位置図（様式第31号）

エ 実測図（集落林整備事業のうち森林病虫害等の防除を除く）（様式第32号）

- オ 事業費精算書（様式第 33 号）
- カ その他所長が必要と認める書類
- (2) 申請関係書類

ア 事業地位置図

前(1)のイに規定する事業地位置図（以下「位置図」という。）は、森林計画図を利用して事業地の位置を記入し、当該事業地に係る実行内訳書に記載された図面番号を付記する。

イ 実測図

前(1)のウに規定する実測図は、次のとおり作成する。

(7) 実測図は、事業の種類ごと、箇所ごとに作成する。

(i) 測量

a 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

b 実測野帳を添付すること。

c 事業対象地として認められる外周は、原則として外側の植栽木等から2mまでの範囲とすること。

d 事業施行地内の植栽不可能地、不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

(ii) 作図等

a 面積の算出はプラニメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。

b 前項(i)の除地については、1カ所ごとに小数点第3位以下を切捨て、事業施行地全体の面積からそれぞれ控除する。

(2) 補助金交付申請を行う場合の事業量の単位は、林業再生基盤整備事業については、整数（少数第1位切捨て）とし、集落林整備事業にあつては少数第2位（第3位切り捨て）とする。

(3) 要綱第4第3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

ア 第1回目 6月30日

イ 第2回目 9月30日

ウ 第3回目 12月28日

エ 第4回目 2月28日

オ アからエのほかに、地方事務所長が受理する最終日。

3 事業調査

ア 所長は、前2(1)による書類の提出があつたときは、調査員を任命し、別に定める林業再生総合対策事業調査内規（平成21年9月7日21信木第375号。林務部長通知。）により、速やかに調査するものとする。

イ 調査員は、前項の調査を実施したときは、事業の種類ごとに調査調書（様式第34号）を作成するものとする。

4 補助金の算出

所長は、前3のイの調査結果に基づき、林業再生総合対策事業補助金決定調書（様式第35号）を作成し、以下の計算により算出する定額事業費と行経費を比較し、いずれか低い額を補助金額として決定する。

(1) 定額事業費の算出

ア 定額事業費は以下により算出する

(ア) 林業再生基盤整備事業にあつては、定額単価に延長 (m) を乗じて算出する。

(イ) 集落林整備事業のうち、森林病虫害防除及び関連条件整備活動にあつては、定額単価に被害木処理材積 (m<sup>3</sup>) を乗じて算出する。

(ウ) (イ) を除く集落林整備事業にあつては、定額単価に面積を (ha) を乗じて算出する。

イ 定額事業費は、施行地ごとに算出し、アで算出された結果の 100 円未満を切り捨てる。

(2) 実行経費の算出

実行経費の算出については第 8 の 8 の (2) に準ずる。

5. 補助金の交付及び確定

所長は、前 3 及び 4 に基づき、申請者に対して補助金の確定 (様式第 36 号) に要綱第 3 及び本要領第 10 に規定する当該交付条件を付して通知し、補助金を交付するものとする。

6. 補助金の請求

要綱第 8 に規定する補助金の交付の請求は、様式第 26 号により所長に提出するものとする。

7. その他

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 (補助対象経費 (定額事業費による事業の場合は定額事業費に対応する実行経費) に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額 (定額単価による事業の場合は所長が標準経費から算出した額) に補助率を乗じて得た額をいう。) が明らかな場合は、これを補助金額から減額するものとする。

第 10 補助金交付の条件

要綱第 3 第 2 項に規定する条件は次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に対して補助金の交付を受けた場合、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが明らかになった場合には、所長に報告するとともに当該金額を返還すること。

第 11 実施結果報告

補助事業者は、当該年度にかかる補助事業が終了したときは、事業計画 (様式 1) に実績を記載し、集落協議会に報告するとともに、補助事業の実施結果を実施年度の翌年度の 5 月 10 日までに様式第 37 号により所長を経由して部長に提出することとする。

ただし、繰越が行われた場合は、事業完了後に速やかに提出するものとする。

第 12 事業施行地の転用等

要綱第 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する場合の手続については、次によるものとする。

- (1) 財産の処分を補助金の交付の年度の翌年度から起算して 5 年以内にしようとするときは、林業再生事業施行地転用承認申請書 (様式第 38 号) (以下「転用等申請書」という。) を所長に提出し、あらかじめその受理通知を受けること。

ただし、事業施行地が公用 (国又は地方公共団体が直接使用することを本来の目的とするもの。)、公共用 (直接一般住民の共同使用に供することを本来の目的とするもの。) 又は、天災地変その他やむを得ない事由のため転用等する場合にあつては、補助金相当額の返還の減免について所長に承認を求

めることができる。

- (2) 地方事務所長は、(1)の申請があった場合は、申請者に対し、様式第39号により補助金の返還を命ずるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成21年度の補助金から適用する。

この要領は、平成22年度の補助金から適用する。



別表(第3関係)

事業区分	採択基準	補助対象経費
林業再生協議会活動推進事業	1 林業再生団地の経営等に係る集落協議会の活動であること。	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費
林業再生境界明確化事業	<p>1 林業再生団地内で行われる事業であること。</p> <p>2 対象森林は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林法第5条第2項に規定する森林</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる要件に適合する森林</p> <p>ア IIIからXII 齢級の人工林のうち、境界が不明であることに起因して間伐が進んでいない森林。</p> <p>イ アと一体的に境界の明確化を図ることが効率的であると判断できる森林。</p> <p>ウ 以下の森林を除く森林</p> <p>(ア) 国、県、市町村が所有する森林</p> <p>(イ) 分収林</p> <p>(ウ) 中小企業以外の会社が所有している森林</p> <p>(エ) 国立大学法人が所有している森林</p> <p>(オ) 他の事業により森林の境界明確化が既に実施されている森林</p>	<p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費</p>

事業区分	採択基準	補助対象経費	事業区分
林業再生基盤整備事業	共通 中核作業道	林業再生団地で行われる事業であること。 1 車道幅員については3m以下とし、路肩、曲線半径、縦断勾配、路盤工が林道規定及び林道技術基準の基準を満たすこと。ただし、森林・林業再生緊急対策については、10トン積程度のトラック等が走行する必要最小限の構造を有する道に限るものとし、林業専用道作設指針(平成22年林整備第602号林野庁長官通知)の基準を満たすものであること。	別に定める林業再生基盤整備事業実施基準(平成21年9月7日 信令第374号。林務部長通知)による。
	基幹作業道	2 本体工事については建設業法の許可を受けた者が施工すること。 車道幅員については3m以下とし、路肩、曲線半径、縦断勾配が林道規定に定める自動車道3級の基準を満たすこと。	
	作業路	規格・構造が適当と認められること。	
	関連条件整備活動	当該路線の整備に必要な経費として明らかにできるもの。	
集落林整備事業	共通	林業再生団地内における認定林業再生事業計画に基づく事業であること。	
	侵入竹の除去	1 施業地が0.1ha以上であること。	不用木竹の除去費、搬出集積費、需用費、器具損料
	森林病害虫防除		被害木の伐倒費、搬出運搬費、焼却費、薬剤処理費、薬剤等資材費、需用費、器具損料
	広葉樹林等の再生	1 施業地が0.1ha以上であること。 附帯施設の整備については、鳥獣害防止施設であること。	地拵え費、苗木(種子)代、仮植費、苗木(種子)運搬費、植付費、播種費、資材費
	修景等環境保全	1 施業地が0.1ha以上であること。	枝葉等除去費、資材費、運搬費、処分費
	関連条件整備活動	当該施行地の整備に必要な経費として明らかにできるもの。	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品、資機材購入費、原材料費

# 林業再生基盤整備事業実施基準

平成 21 年 9 月 7 日 21 信木第 374 号  
平成 22 年 12 月 10 日 22 信木第 644 号

## 第 1 趣旨

この基準は、林業再生総合対策事業（以下「補助事業」という。）の実施にあたり、林業再生総合対策事業実施要領（平成 21 年 9 月 7 日 21 信木第 371 号林務部長通知。以下「要領」という。）第 5 の 3 に規定する林業再生基盤整備事業の実施にあたっての必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 事業の区分

事業の区分は以下のとおりとする。

区 分	目 的
中核作業道	利用頻度が高く高規格な作業道(トラックの走行を想定し、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について(平成22年9月10日閣議決定)に基づき、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用して実施する森林・林業再生緊急対策(以下「森林・林業再生緊急対策」という。)については、10トン積程度のトラック等の走行を想定する。)
基幹作業道	トラックの走行が可能な作業道
作業路	高性能林業機械等の走行に用いる作業路

## 第 3 路線選定の方針

開設路線については、既存路網及び補助事業の各区分を組み合わせ、林業再生団地内の効果的な路網配置を行うこととし、開設路線については、次の方針により選定する。

- 1 地形、地質、気象、植生及び崩壊地等の自然条件を考慮し、開設に伴う自然環境及び林地の保全に十分配慮すること。
- 2 線形は、開設目的が十分達成されるものであり、かつ、最も経済的な線形を設定すること。
- 3 大きな沢の横断、擁壁等、永久構造物を必要とする箇所は避けること。
- 4 車両、高性能林業機械等の安全利用に十分配慮すること。
- 5 前項までの規定により制定した路線は、1/5,000森林計画図、空中写真等を利用し、路線の起点、終点、計画線を記入し、現地を踏査し、計画線につき次の事項を検討する。
  - (1) 自然環境及び林地の保全に対する悪影響はないか。
  - (2) 崩壊等災害発生の危険はないか。
  - (3) 地形、地質的に実施可能か。
  - (4) 林業経営上必要な地点を通過しているか。
  - (5) 低コストで作設できるか。
  - (6) 車両等の安全利用が確保できるか。
  - (7) 稀少植物等は存在しないか。
- 6 森林の所有境、所有者を調査し、路線敷への土地提供等の可否を検討し、関係者の承諾を得ることが確実なこと。
- 7 路線敷が制限林である場合は、所要の手続きを行うこと。

#### 第4 規格・構造

事業区分ごとの規格・構造は別表の「1 規格・構造」のとおりとする。ただし、森林：林業再生緊急対策については、ただし、森林・林業再生緊急対策については、林業専用道作設指針（平成22年林整整第602号林野庁長官通知）の基準を満たすものであること。

#### 第5 当初測量

事業区分ごとの事業着手前における測量は別表の「2 当初測量」のとおりとする。

#### 第6 精算（出来高）測量

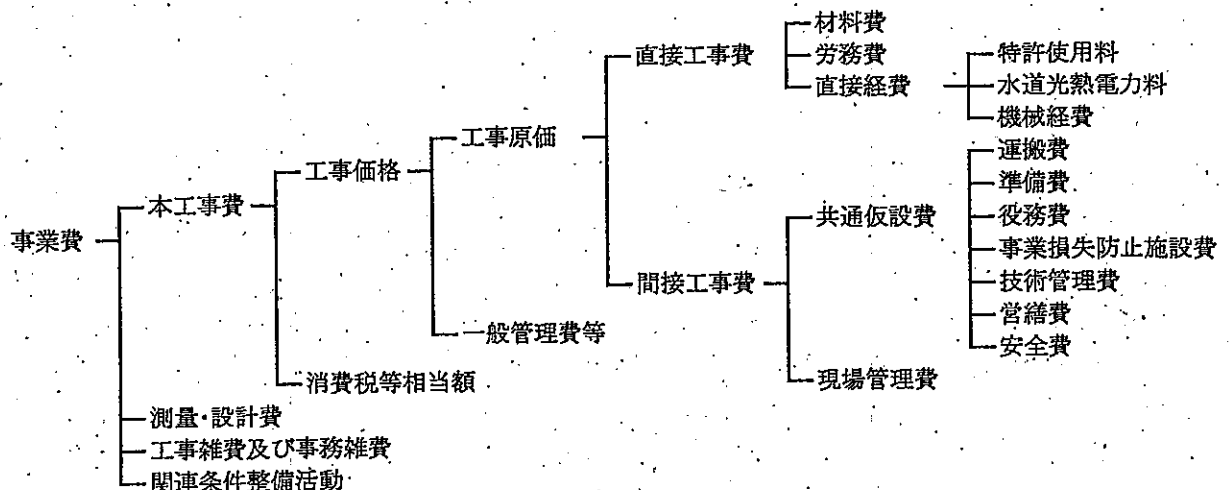
事業区分ごとの精算（出来高）測量は別表の「3 出来高（精算）測量」のとおりとする。

#### 第7 設計

事業区分ごとの当初設計及び精算（出来高）設計は次のとおりとする。

##### 1 中核作業道

- (1) 測量の成果を基に設計書を作成し必要経費を算出する。
- (2) 設計書は原則として森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）に基づき作成するとともに、参考様式第1号により設計書の表紙を作成する。
- (3) 図面は、設計積算要領第8-2 林道関係事業の設計図の作成等による。ただし、工作物（または展開図）にあつては、構造が簡易なものは標準図とすることができる。
- (4) 事業費の構成は以下のとおりとする。



ア 工事費の内訳については、設計積算要領のとおりとする。

##### イ 測量・設計費

事業の実施に必要な調査、測量、設計に要する経費で、労務費、庁費、材料費、請負費、委託費、備品費等とし、その上限を本工事費の7.3%とする。

##### ウ 工事雑費及び事務雑費

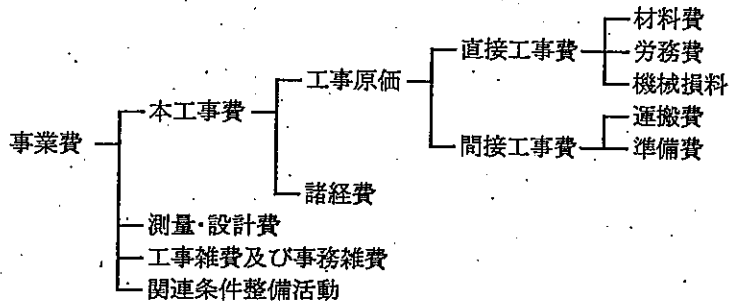
事業の実施に直接必要な賃金、備品、消耗品等物品購入費、役務費、委託料、使用料、賃貸料、給与、職員手当、共済費、旅費等経費とし、その上限を本工事費に測量・設計費を加えた額の4%とする。

##### エ 関連条件整備活動

当該路線の整備に必要な活動として明らかにできるものに限る。その内容は、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費とする。

## 2 基幹作業道

- (1) 原則として延長及び標準断面図を基に設計書を作成し必要経費を算出する。
- (2) 図面は第5の当初測量及び第6の精算（出来高）測量に基づき原則として次のものを作成する。
  - ア 当初設計 平面図及び標準横断面図
  - イ 精算（出来高）設計 平面図、縦断面図、標準断面図
- (3) 設計書は、事業費総括表（参考様式第2号）、明細書（参考様式第3号）及び数量計算書（参考様式第4号）を参考に作成することとし、参考様式第1号により設計書の表紙を作成する。
- (4) 事業費の構成は以下のとおりとする。



### ア 直接工事費

林業土木設計単価表に定められた単価を使用することとし、経費の内容は次のとおりとする。ただし、前1の中核作業道に準じた測量に基づき設計を行う場合は、直接工事費の算出を設計積算要領に基づき行うことができるものとする。

#### (ア) 材料費

事業の実施に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗器材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等

#### (イ) 労務費

事業の実施に直接必要な労務賃金

#### (ウ) 機械損料

事業の実施に必要な機械器具、車輛等の損料

### イ 間接工事費

事業の実施に必要な経費を積み上げにより積算することとし、経費の内訳及び積算方法については、次のとおりとする。

#### (ア) 運搬費

事業の実施に必要な建設機械等の運搬に要する経費とし、林業土木設計単価表の「車扱い距離制」運賃表により計上する。距離は、現場の所在する市町村役場から起点までの距離とする。

#### (イ) 準備費

事業の実施に必要な伐開・除根について、必要に応じて計上する。

### ウ 消費税相当額

工事を請負に付して実施する場合は、本工事費に消費税相当額を加算することができる。

### エ 諸経費

事業に必要な福利厚生費（保険料）、労務管理費等とし、積算要領第5の1の（2）のイの現場管理費の「道路工事」の比率を適用する。

工事原価 700 万円以下	工事原価 700 万円を超え 10 億円以下
28.67%	現場管理費率 = 56.2% × 工事原価 <sup>0.0427</sup>

### オ 測量・設計費

第7の1のイに準ずる。

- オ 工事雑費及び事務雑費  
第7の1のウに準ずる。
- カ 関連条件整備活動  
第7の1のエに準ずる。

### 3 作業路

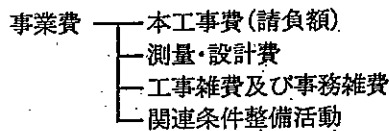
- (1) 別に定めるm当たり単価に延長を乗じて事業費を積算することとし、設計は省略する。
- (2) 図面は第6の精算（出来高）測量に基づき、平面図を作成する。

## 第8 実行経費

要領第8の8の(2)及び第9の4の(2)の実行経費の算出については、次の経費の積み上げとし、実行経費集計表（参考用様式第5号）を参考に、経費を明らかにしたものを作成する。

### 1 事業主体が請負に付して実行した場合

事業費の構成は以下のとおりとし、各経費の対象は(1)から(4)までに掲げるとおりとする。



#### (1) 本工事費

事業の実施に要した請負契約額とする。

#### (2) 測量・設計費

事業の実施に要した調査、測量、設計経費で、労務費、庁費、材料費、請負費、委託費、備品費等とし、その上限を本工事費の7.3%とする。

#### (3) 工事雑費及び事務雑費

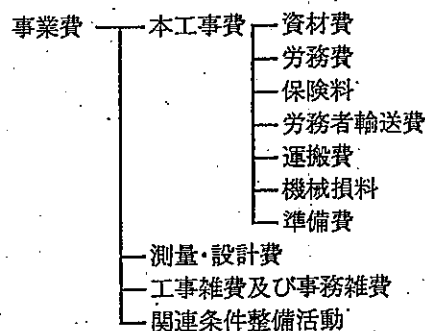
事業の実施に要した賃金、備品、消耗品等物品購入費、役務費、委託料、使用料、賃貸料、給与、職員手当、共済費、旅費等とし、その上限を本工事費に測量・設計費を加えた額の4%とする。

#### (4) 関連条件整備活動

当該路線の整備に必要な活動として明らかにできるもの限り、その内容は、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費とする。

### 2 事業主体が自ら施工（直営施工）した場合

事業費の構成は以下のとおりとし、各経費の対象は(1)から(4)までに掲げるとおりとする。



#### (1) 本工事費

##### ア 資材費

事業の実施に要した資材費、燃料費、工事中消耗品費及びこれらの運賃、荷造費等に要する費用

とする。

イ 労務費

事業の実施に要した労務者に対する賃金とする。

ウ 保険料

労務者に対応する社会保険料のうち事業主体が負担する費用とする。

エ 労務者輸送費

労務者に対応する現場までの輸送費用のうち事業主体が負担する費用とする。

オ 運搬費

事業の実施に要した機械器具、車両の運搬及び現場内における移動の経費とする。

カ 機械損料

事業の実施に要した機械器具、車両の損料とする。ただし、事業主体が補助事業により取得した機械（耐用年数期間内に限る。）を使用して事業を実施した場合は、当該機械損料のうち減価償却費については、取得価格から国庫補助金額を控除した額を基礎価格として算出するものとする。

キ 準備費

事業の実施に要した準備、後片付け、伐採、除根等の経費とする。

(2) 測量・設計費

前1の(2)に準ずる。

(3) 工事雑費及び事務雑費

前1の(3)に準ずる。

(4) 関連条件整備活動

前1の(4)に準ずる。

第9 工事の施工

1. 工事の施工については、原則として次のとおりとする。

中核作業道	基幹作業道	作業路
建設業法の許可を受けた者による施工とし、原則として事業を発注する。	請負施工・直営施工	請負施工・直営施工

2 施工に当たっての仕様書は、前項までの規定及び次の事項を留意のうえ、各事業主体において作成すること。

- (1) 作業に当たっては、自然環境及び隣地の保全に十分配慮すること。
- (2) 抜開幅は最小限とし、林地の保全に努めること。
- (3) 切取量は極力抑制することとするが、やむを得ず多くなる場合は、土砂流出の恐れのない場所に捨て土するか、土砂流出防止の適切な措置をとること。
- (4) 土留め等の工作物が必要な場合は、現地発生材（丸太）の使用を基本とすること。
- (5) 作業に伴い生じた根株、伐採木及び末木枝条については、現場での利用を基本とする。
- (6) 出来形の管理については、以下のとおりとする。

区分	中核作業道	基幹作業道	作業路
出来形管理	林道事業に準ずる	幅員、縦断勾配、曲線半径が基準を満たしていること	特に定めない

(7) 作業にあたっては、以下のとおり記録用の写真を撮影する。

ア 起点、終点、標準断面に設定した点を含む中間点の構造物設置箇所の施工前、施工後の写真を撮影する。

影しておくこととし、中間点は次に掲げる点以上とする。

区分	中核作業道	基幹作業道	作業路
中間点の数	林道事業に準ずる	延長 500m 以下の場合は 100m に 1 箇所以上、500m 以上の場合は 200m に 1 箇所以上とする。	延長 500m ごとに 1 箇所以上とする。

イ 施工状況については、使用機械、実施方法等が明らかな写真を撮影しておくこと。

(8) その他、林道事業の規定を準用すること。

3 直営施工の場合は、作業日誌等により作業に従事した人数、使用機械等の状況を明らかにできるようにしておき、施工に要した費用を明らかにしておくこと。

#### 第10. チェックシートの作成

事業主体は、事業の実施にあたりチェックシート（参考様式第6号）により内容を確認すること。



# 林業再生総合対策事業調査内規

平成21年9月7日21信木第375号

## 第1 趣旨

この基準は、林業再生総合対策事業（以下「補助事業」という。）の実施にあたり、林業再生総合対策事業実施要領（平成21年9月7日21信木第371号林務部長通知。以下「要領」という。）第8の7に規定する確定調査及び第9の3に規定する事業調査は別に定めのあるもののほか、この調査内規の定めるところによる。

## 第2 調査委員

調査は現地機関に勤務する職員であって、補助金を交付する事務所の長（以下「所長」という。）から調査を命じられた者が行うものとする。

## 第3 調査員の心得等

- 1 調査員は、調査を行うに当たっては、厳正、かつ公平な態度を保持しなければならない。
- 2 調査員は、妨害、拒否、その他の自由により調査の実施が困難と認めた場合は、調査を停止し、直ちにその旨を上司に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第4 立会人

- 1 調査は、原則として事業実施主体の立会の上で行わなければならない。
- 2 調査員は、調査に際して立会人に必要な機械器具、帳簿等を準備させるとともに、調査に必要な措置をあらかじめ連絡又は通知をするものとする。

## 第5 調査の実施方法

- 1 調査は、実績報告書（補助金交付申請書）の受理後、遅滞なく下記のとおり調査を行うものとする。

事業区分	調査の実施単位	調査内容
林業再生協議会活動推進事業	補助金申請単位	書類調査
林業再生境界明確化事業	補助金申請単位	書類調査、現地調査
林業再生基盤整備事業	路線単位	書類調査、現地調査
集落林整備事業	施行地単位	書類調査、現地調査

- 2 調査者は必要に応じて写真を撮影して、林業再生総合対策事業調査調書に添付することとする。

## 第6 書類調査（各事業共通事項）

書類調査は、実績報告書（補助金交付申請）の内容等について、記載内容が適切かどうかを確認するとともに以下の点に留意する。

- 1 関係規程の定めのある採択要件に適合しているか。
- 2 森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であるか。（林業再生協議会活動推進事業を除く。）
- 3 保安林等の制限林で事業を実施している場合は、所定の手続きを行っているか。
- 4 実行経費を調査する場合は、作業日誌等により当該申請に係る支出であることが明確となっているか。  
なお、技術者給など全体支出の一部を実行経費（補助対象）とする場合は、全体の支出額を勤務（稼働）

日数で除して日当たり支出額を算定し、当該箇所に係る日数を乗じて算出することとする。

- 5 使用資材については、購入伝票等により確認し、適正な規格のものを使用しているか、証拠書類が明らかになっているか。
- 6 林業再生基盤整備事業のうち、工事雑費及び事務雑費並びに関連条件整備活動を補助対象としている場合については、当該路線にかかる支出として明らかにされているか。
- 7 集落林整備事業のうち、関連条件整備活動を補助対象としている場合は、当該施工箇所にかかる支出として明らかにされているか。

## 第7 林業再生境界明確化事業の調査

林業再生境界明確化事業の調査にあたっては、第6の規定のほか以下の調査を行うこととする。

### 1 書類調査

- (1) 林業再生境界明確化事業実施基準第6に規定する成果品が適正に作成されているか確認する。
- (2) 実施箇所に係る間伐計画について、特定間伐計画、森林施業計画等に反映されているかどうか確認する。
- (3) 境界の明確化（区域、面積の確定）が確保される精度以上の測量となっているか確認する。
- (4) 確認事項一覧表（参考様式第1号）により、成果品の有無を確認し、確認者欄に調査者の氏名を記載することとする。

### 2 現地調査

- (1) 境界の明確化を実施した場所に杭が設置されているか確認する。

## 第8 林業再生基盤整備事業

林業再生基盤整備事業の調査にあたっては、第6の規定のほか以下の調査を行うこととする。

### 1 書類調査

- (1) 請負に付して実施している場合は、発注、施工管理、竣工検査等が適正に行われているか確認する。
- (2) 直営施工の場合は、作業日誌等による作業内容、施工状況写真等により、施工が適正に行われているか確認する。

### 2 現地調査

現地調査書類調査は、精算（出来高）図面と現場が適切であることを確認し、その調査内容は以下のとおりとする。

#### (1) 延長

数箇所について、測点間距離を調査する。総延長は、測点間の距離の累計とし、表示はm以下を切り捨てる。

#### (2) 横断

ア 起点、終点のほか必要と認める箇所について、幅員を調査する。また、100mに1箇所以上、切取り、盛土の法勾配及び法長を調査する。ただし、標準横断図としている場合には、標準断面における調査とする。

イ 当初設計がない場合の工事前の地山線は、山側の地山及び谷側の地山より推測する。

#### (3) 土質区分

土質区分の適用状況を調査する。

#### (4) 工作物等

施工箇所ごとに、規格、数量、仕上がり状況を調査する。

#### (5) 縦断勾配

必要と認める箇所について、縦断勾配を調査する。

(6) 曲線半径

必要と認める箇所について、曲線半径を調査する。

(7) 調査における許容範囲

前(1)から(6)に掲げる調査内容について、次の範囲のある場合は適正と認めることとする。

区分	中核作業道	基幹作業道・作業路
延長	林道事業（林業土木工事検査要領）に準ずる。	5%以内
幅員		-5、+20cm以内
縦断勾配		設計縦断勾配の5%以内
曲線半径		IPの交角 ±2° 以内 設計曲線半径の5%以内

(8) チェックシートの作成

林業再生基盤整備事業実施基準（平成21年 月 日付け21信木第 号。林務部長通知。）第10に基づき事業主体が作成したチェックシート（基盤整備基準参考様式第6号）について確認し、確認者欄に調査者の氏名を記入する。

第9 集落林整備事業

- 1 侵入竹の除去、広葉樹林等の再生、修景環境保全の調査については、信州の森林づくり事業調査内規の規定を準用することとする。
- 2 森林病虫害の防除の調査については、森林病虫害等防除事業実施要領の規定を準用することとする。

第10 調査調書の作成

- 1 調査員は、調査後速やかに要領第8の7(2)及び要領第9の3(2)に基づき、林業再生総合対策事業調査調書を作成することとする。
- 2 実行経費については、支払い書類等の調査結果を林業再生総合対策事業調査調書の別紙（会計経理）に整理し記録する。
- 3 第7の1の(4)による確認事項一覧表、第8の2(8)によるチェックシートを調査調書に添付する。
- 4 調査調書は、証拠書類（写し）等とともに申請書ごと一括し、当該事業完了の翌年度から起算して5年間整理保存すること。



## 県の森林組合に対する常例検査について

### 1 目的

行政庁が組合の監督官庁という立場において、その公権力と行政責任に基づき行うものであり、組合員その他の利害関係者の利益保護、公益の維持という観点に立ち、組合の正常な事業運営を促進することを本旨としている。

### 2 法的根拠

森林組合法第 111 条第 4 項、農林水産省協同組合等検査基本要綱、協同組合検査実施要項、長野県森林組合常例検査実施要綱等

※ その他同法第 2 項に基づく検査：法令等に違反する疑いがあると認められるとき

### 3 検査の視点

#### (1) 合法性

定款、規約、諸規程の整備状況及び法令、定款、諸規程等の遵守状況について検査

#### (2) 合目的性

森林組合法第 4 条（「その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行ってはならない」）の規定並びに定款等に定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかを検査

#### (3) 合理性

業務及び会計が経済性又は効率性の観点からみて、合理的に運営されているかを検査

### 4 検査すべき事項

#### (1) 業務運営状況

#### (2) 資産及び負債並びに損益の状況

### 5 検査体制

森林組合等検査員 2～3 人（立会人：代表理事等組合役員（監事含む）及び組合職員）

※ 協同組合検査実施要領等により隔年（2 年度毎）で定期的実施

### 6 過去の実施状況（大北森林組合）

別紙 1 のとおり

### 7 検査後の対応

県常例検査⇒県組合検査指示書送付⇒組合検査結果及び改善措置を理事会・総会へ報告⇒組合県へ指示書に対する回答書を送付⇒県次回の常例検査で改善状況を確認

### 8 その他組合に係る監査

#### (1) 森林組合監査士監査

県森林組合連合会による系統組織としての監査（指導監督） 隔年で実施

#### (2) 森林組合監事による監査

内部における監査機関としての監査 年 4 回程度実施

## 過去の実施状況 (大北森林組合)

検査 年月日等	指示事項	対応状況 (組合回答)
H18. 3. 13  検査員 2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大北森林組合改革プランの策定と実行</li> <li>・定款で定める准組合員資格の明確化</li> <li>・未収金、売掛金等の早期回収</li> <li>・中・長期の事業確保及び効率的、安全な作業の推進</li> <li>・事務の効率化について</li> <li>・利用事業中の管理事業等について透明性の確保</li> <li>・現金の保管時間の短縮化</li> <li>・加工事業の効率的な運営</li> <li>・安全衛生対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大北森林組合改革プラン策定、実行に向け検討中</li> <li>・定款、規定等改正</li> <li>・回収継続、貸倒引当金処理等</li> <li>・行政の協力を得ながら、実施中</li> <li>・ネットワーク化による、共有化・効率化</li> <li>・指定管理者制度利用等</li> <li>・金融機関への逐次入金等対応</li> <li>・組合員への呼びかけ継続</li> <li>・年2回の安全講習実施</li> </ul>
H19. 10. 30~31  検査員 2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期計画の具体的記載</li> <li>・登記済証の適正な保管、賃貸借契約の適正な更新</li> <li>・加工品在庫の適正管理</li> <li>・加工部門の今後の方向性の検討</li> <li>・提案型施業の推進</li> <li>・現場作業班の林産班育成</li> <li>・見積書・契約書・精算書等、一連の書類整備、透明性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短中期の計画について数値目標を設定した。</li> <li>・関係書類整備、更新手続中</li> <li>・棚卸資産計上</li> <li>・引き続き検討</li> <li>・実施中</li> <li>・オペレーター養成、編成検討中</li> <li>・様式検討中</li> </ul>
H21. 9. 8~9  検査員 3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期計画の策定及び、組合員への周知 (広報紙等発行)</li> <li>・<u>コンプライアンス・マニュアルの策定等内部けん制体制の確立</u></li> <li>・現場作業でのリスクアセスメント導入</li> <li>・資産査定要領等の早期策定</li> <li>・<u>森林造成事業の適正な請負契約の締結及び補助金の精算処理の適正化</u></li> <li>・<u>素材生産請負契約の適正化</u></li> <li>・林産事業への積極的な取組</li> <li>・積極的な技能職員の確保・育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定済みとの認識</li> <li>・マニュアル策定済</li> <li>・導入に努める。</li> <li>・早期の策定に努める</li> <li>・実情に即した様式の検討、適切な補助金処理に努める</li> <li>・適正に実施する。</li> <li>・林産班育成に取組中</li> <li>・当面、毎年2~3名の採用を考えている。</li> </ul>
H23. 8. 25~26  検査員 3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コンプライアンスマニュアルに沿った実践的な取組</u></li> <li>・劇毒物の適正な管理</li> <li>・各種規程によらない慣習的な事務処理の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営要領改正、実施計画策定</li> <li>・管理ミスを反省</li> <li>・会計規定、旅費規定改正</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出の相殺について</li> <li>・飲食代の支出基準の明確化</li> <li>・事業の長期目標達成に向けて、行動計画の作成</li> <li>・計画的な団地設定の推進</li> <li>・大北地域に適した高能率搬出システムの開発等について</li> <li>・技能職員のキャリアアップ</li> <li>・木材の利用拡大</li> <li>・労働安全の推進</li> <li>・製材工場の有効活用</li> <li>・<u>造林補助事業に係る補助簿の整理</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前伺い、領収書発行</li> <li>・旅費規定改正、基準明記</li> <li>・早期に策定できるよう努力する。</li> <li>・団地化マップの策定に着手する。</li> <li>・計画的な基盤整備を第一と認識</li> <li>・資格取得を進めたい</li> <li>・重要な課題と認識、販路開発を図る。</li> <li>・定期的に全体会議、講習会開催に努める。</li> <li>・組合員から受注増に努力する。</li> <li>・搬出間伐については、機械費用、管理費用等未整備と認識</li> <li>・使いやすい補助簿の作成に努める。</li> </ul>
<p>H25. 8. 20～21 検査員 3人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録等への記名押印</li> <li>・分収造林契約の変更契約未済</li> <li>・会計事務の慣習による処理の是正(現金管理の適正化)</li> <li>・事業実行計画の策定</li> <li>・<u>森林整備事業における請負契約関係の書類整備及び内部けん制体制の確立</u></li> <li>・森林施業経歴等の情報の活用</li> <li>・<u>契約書、仕様書等事業内容の文書での提示の徹底</u></li> <li>・施設管理委託業務の経営改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後押印漏れのないよう努める。</li> <li>・整備を進める。</li> <li>・適正な処理方法を検討する</li> <li>・逐次策定を進める</li> <li>・文書によることは重要と認識。書類作成を進めるよう努める。</li> <li>・今後も積極的に進める。</li> <li>・出来る限り文書での取交わしに努める。</li> <li>・市町村と協議し、改善策を検討する。</li> </ul>

※ 協同組合検査実施要項等により隔年（2年度毎）で定期的に実施





## 森林組合監査士監査について

### 1 目的

森林組合連合会が、森林組合系統組織における指導団体としての立場で、系統組織全体の健全な発展のため、会員たる森林組合に対し監査を実施。監事監査の補完ないしは援助という意味合いを持っている。

### 2 根拠法令

森林組合法第101条第1項第18号（事業の種類）及び同法第102条（監査事業）

### 3 監査すべき事項

#### (1) 会計監査

法令、定款に従い、一般に公正妥当と認められる組合の会計に準拠して適正に行われていることを確かめる。

#### (2) 業務監査

組合の組織及び運営が、法令、定款に従い、適法かつ合理的に行われていることを確かめる。

### 4 検査体制

森林組合監査士（全国森林組合連合会が行う資格試験に合格した者）が隔年で実施（根拠法令：森林組合法施行規則第107条（森林組合監査士の資格））

### 5 過去の実施状況（大北森林組合）

監査日	監査意見
H25. 2. 21	1 組織関係 (1) 定款・規約の整備について（理事会議事録記載事項） (2) 林産請負事業等の一部が現金主義で行われているので、発生主義により処理されたい。また、契約行為について後日トラブルが生じないように措置されたい。 2 運営・会計関係 (1) 決算関係書類の表示について、森林組合、連合会の決算関係書類及び事業計画書様式に沿った表示をされたい。 (2) 資産査定要領に即し資産査定の実施をされるとともに棚卸資産の在庫管理の徹底を図られたい。 (3) 一般預り金について、〇〇（個人）及び〇〇業者について適切に処理されたい。
H23. 2. 1	1 組織関係 (1) 定款・規約について（3点） (2) 「資産査定要領」、「資産の償却・引当基準」の規定を設け適切な資産評価により決算関係書類を作成されたい。 2 運営・会計関係 (1) 林産請負事業等に関する契約行為について、後日、相手方とのトラブルが生じないように措置されたい。 (2) 利用料の振替について、その算定根拠を整備されたい。 (3) 外部出資のうち〇〇銀行について、その計算根拠を整備されたい。 (4) 棚卸資産の中で長期滞留している物件が見受けられるので適切に処理されたい。 (5) 一般預り金のうち、森総研、〇〇（個人）、〇〇（個人）について早急に処理されたい。

H21. 2. 6

1 組織関係

- (1) 組合広報誌の発行について措置されたい。
- (2) 「資産査定要領」、「資産の償却・引当基準」の規定を設け適切な資産評価により決算関係書類を作成されたい。
- (3) 議決権書面行使の扱いに関する事項について

2 運営関係

- (1) 受託森林整備事業における補助金申請事務の取扱いについて、事務に関する経費は実費により諸経費に含めて処理されたい。また、現場管理費については算定根拠に基づいて処理されたい。
- (2) 林産請負事業に関する契約行為について、契約当事者、契約に趣旨、契約の要件を網羅する契約書の作成により、後日疑義やトラブルを予防するよう適切に措置されたい。

3 会計関係

- (1) 受託森林整備事業の会計処理について、造林収入・造林費（請負処理）により処理されているが、立替金経理（委託処理）が望ましいので措置されたい。
- (2) 販売売掛金の〇〇（個人）…（以下3件）及び購買売掛金の〇〇（個人）、〇〇（個人）について長期にわたり未回収状態であるので、早期解消に努められたい。
- (3) 売掛金（販売・購買）の管理について、一部計上・入金漏れが発生するなど全体の網羅性に欠ける恐れがあるので、債権管理に万全を尽くされたい。

## 森林組合の監事監査について

### 1 目的

監事が組合の内部における監査機関としての立場で、その職務権限に基づき行うもの。組合自身の反省と自立という意味を持っている。

### 2 根拠法令

森林組合法第 49 条の 2 (監事)

### 3 監査すべき事項

理事の職務の執行を監査 (会計監査と業務監査)

### 4 監査体制

(1) 人員 大北森林組合 代表監事以下 3 名

(2) 時期

監査は、組合の「監査細則」により、5 月末、8 月末、11 月末、2 月末現在について、年 2 回以上実施 (→概ね年 4 回程度実施)

### 5 過去の実施状況 (総代会資料より)

監査日	範囲	主な指摘事項
H25. 3. 1	H24 決算棚卸し	1 棚卸資産の評価及び現物との照合 ・特産品の棚卸の中で劣化、腐食化が進んでいるものが見られる。
H25. 3. 27	H24 決算全般	1 事業実績及び決算、理事の職務執行等 ・事業報告書は、組合の状況を正しく示しているものと認める。 ・貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款並びに会計の原則に従って、組合に財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。 ・剰余金処分案は、法令及び定款に適合しており、組合財産の状況その他の事情に照らし不当な事項はないと認める。 ・理事の職務執行については、不正又は法令や定款に違反する事実はないと認める。 2 決算内容 ・現金・預金残高は、帳票類と突合し相違ない。 ・貸金台帳並びに勤務関係書類は適正である。 ・事業関係書類については適正に処理されている。 ・購買代金及び支払行為については、決済されて適正に支払われている。
H25. 9. 3	H25 上半期棚卸し	1 棚卸資産の評価及び現物との照合 ・特産品の棚卸の中で劣化、腐食化が進んでいるものが見られるので試算価格等を検討し、販売促進に努められたい。
H25. 10. 1	H25 上半期決算全般	・主要勘定の関係帳簿との照合について、現金、預金残高、各金融機関預金通帳は適正である。 ・現物棚卸しについて、現物との照合の結果は、適正に管理されている。 ・領収書類等の整備も適正であった。 ・作業現場 2 か所の視察を行い、いずれも整然としており、作業の安全に十分配慮し、一層の効果が上がるよう努力されたい。

H26. 3. 28	H25 決算全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書は、組合の財産及び損益の状況すべての重要な点において正しく示しているものと認める。</li> <li>・剰余金処分案は、法令又は定款に適合しているものと認める。</li> <li>・剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らした結果、不正な事項はないと認める。</li> <li>・事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書は、法令又は定款に適合しており、組合の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。</li> <li>・理事の職務執行については、不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。</li> </ul>
------------	----------	---